

情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

(平成 28 年度)

春日井市

目 次

| | | |
|------|--------------------------|----|
| 第 1 | 制度のあらまし | 1 |
| 第 2 | 情報公開制度の施行状況 | 8 |
| 第 3 | 個人情報保護制度の施行状況 | 12 |
| 第 4 | 情報提供制度の施行状況 | 14 |
| 第 5 | 会議公開制度の施行状況 | 15 |
| 資料 1 | 平成 28 年度情報公開実施状況一覧表 | 16 |
| 資料 2 | 平成 28 年度個人情報保護実施状況一覧表 | 26 |
| 資料 3 | 平成 28 年度会議公開実施状況一覧表 | 29 |
| 資料 4 | 平成 28 年度情報公開・個人情報保護審査会答申 | 32 |

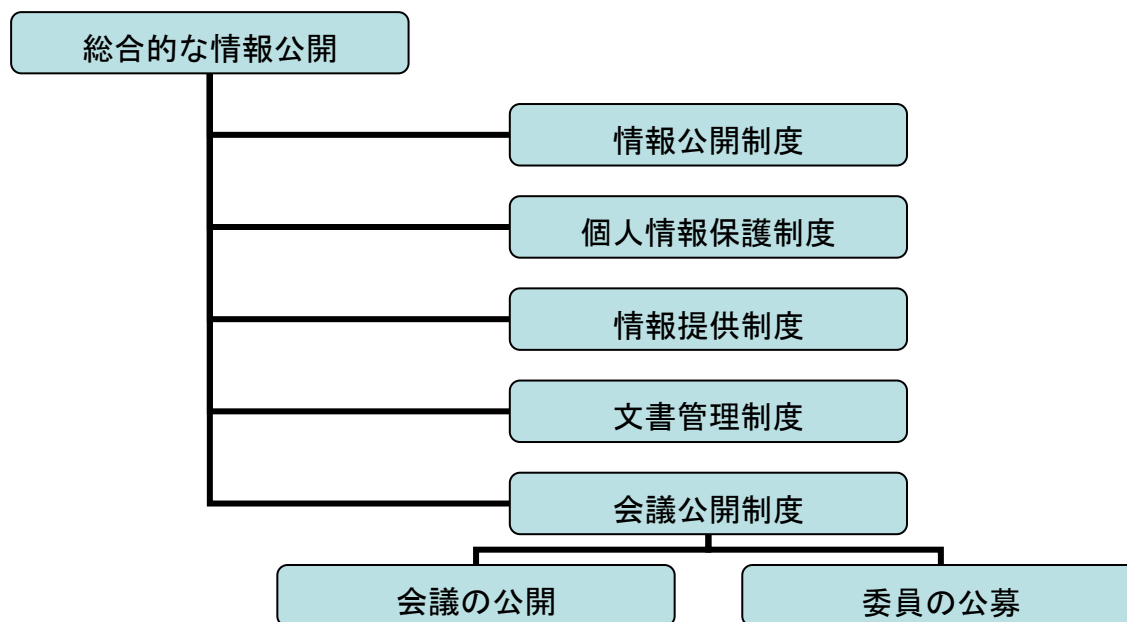
第1 制度のあらまし

当市では、春日井市情報公開条例に基づき、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざして、総合的な情報公開の推進に努めています。

総合的な情報公開の推進とは、公文書の開示を行うだけでなく、情報提供、会議公開等を整備充実することにより市が保有する情報の公開を総合的に進めていくもので、おおむね次の制度があげられます。

- (1) 情報公開制度 市民からの開示請求に応じて公文書の開示を行う制度
- (2) 個人情報保護制度 自分の情報を確認する権利や適正な個人情報の取扱いを定める制度
- (3) 情報提供制度 市政に関する情報を積極的に市民に提供する制度
- (4) 文書管理制度 文書管理システム等により適正な文書の管理を行う制度
- (5) 会議公開制度 会議の公開や公募による委員の選出を実施する制度

【総合的な情報公開のイメージ】

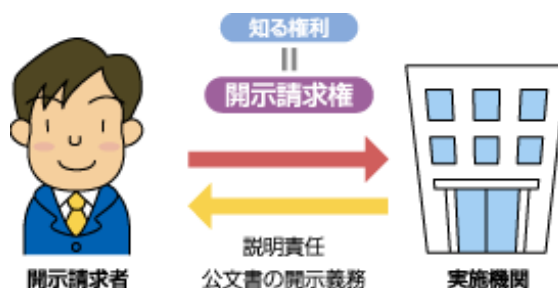


1 情報公開制度

当市では、春日井市情報公開条例を平成12年9月29日に公布し、平成13年4月1日から施行しています。

情報公開制度とは、市民等からの請求により、公文書を公開する制度です。条例の概要は、次のとおりです。

【情報公開制度のイメージ】



(1) 目的

市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、総合的な情報公開を推進します。

また、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図ることにより、行政活動を市民に説明する責任を果たし、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざしています。

(2) 実施機関

情報公開を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会です。

(3) 対象文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が平成13年4月1日（施行日）以後に職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものです。また、施行日前の公文書も申出があれば、応じていきます。

(4) 請求できる方

市内に在住、在勤又は在学の方、市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体、市と具体的利害関係がある方や法人その他の団体の方が請求できます。また、上記以外の人からも申出があれば、応じていきます。

(5) 公文書の開示義務

公文書は原則公開ですが、条例第 7 条の各号に掲げる不開示情報に該当する次の場合には不開示となります。

| | |
|--------------|--------------------------------|
| 法令秘情報 (1号) | 法令や条例で不開示とされている情報 |
| 個人情報 (2号) | 個人識別情報、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報 |
| 法人情報 (3号) | 法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など |
| 公共安全情報 (4号) | 犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報 |
| 国等協力関係情報(5号) | 国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報 |
| 審議検討情報 (6号) | 審議検討等の情報で特定の者に利益を与えるおそれがあるものなど |
| 事務事業情報 (7号) | 事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの |

(6) 開示請求の手續

- ア 開示の決定等は、原則、請求があった日から起算して 15 日以内に行います。
- イ 公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、この第三者に意見書を提出する機会を付与できます。

(7) 審査請求

開示決定等に不満があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

(8) その他

- ア 公文書の検索資料を作成し、市ホームページに掲載します。
- イ 市が一定の出資をしている法人等に対し、この条例の趣旨に基づき出資法人等が保有する情報を公開するよう協力を要請します。
- ウ 平成 27 年 8 月 1 日以降の請求から公文書の開示の実施に係る手数料を導入しました。

ホームページ掲載場所 [ホーム](#) > [市政情報](#) > [行政](#) > [情報公開・個人情報保護](#) > [情報公開制度](#) > [手数料の内容について](#)

2 個人情報保護制度

当市では、春日井市個人情報保護条例を平成14年9月30日に公布し、平成15年4月1日から施行しています。

個人情報保護制度とは、個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利利益の保護を図るため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報の適正な取扱いの基本原則などを定める制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

(1) 目的

ア 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ること。

イ 個人情報の適正な取扱いの確立

本人取得の原則、利用・提供の制限、安全確保など個人情報の適正な取扱いの基本原則を定めること。

ウ 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障すること。

(2) 個人情報の定義

個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものです。

(例) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容、など

(3) 個人情報の適正な取扱いの基本原則

ア 保有の制限

個人情報は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

イ 適正で適法な方法による取得

個人情報は、適正で公正な手段で取得します。

ウ 本人取得の原則

個人情報は、原則として本人から取得します。

エ 利用目的の明示

個人情報の利用目的を明らかにします。

オ 思想・信条などに関する情報の取得の制限

思想、信条、信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として取得しません。

カ 正確性確保

市が持っている個人情報が事実と合致するよう努めます。

キ 安全確保

個人情報の漏えい、き損の防止など適正な管理をします。

ク 利用・提供の制限

個人情報の利用・提供は、一定の制限をします。

ケ 受領者に対する措置要求

個人情報を提供する場合は、利用制限や安全措置を求めます。

コ 高度情報通信ネットワークによる提供の制限

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて個人情報を提供するときは、必要な保護措置をとります。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

ア 個人情報の本人開示

市が保有している個人情報について、本人開示の請求ができます。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は本人に代わって、死者の遺族などは一定の死者に関する情報について開示請求することができます。

イ 個人情報の訂正等

開示を受けた自分の個人情報が事実でないときは、事実とその根拠を示して、その個人情報の訂正、追加、削除の請求をすることができます。

ウ 個人情報の利用停止等

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去、提供の停止の請求をすることができます。

(5) 罰則

ア 実施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供した場合、処罰されます。

イ 実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰されます。

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰されます。

エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科します。

(6) 民間事業者に対する規制

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます。

3 総合的な情報公開の推進のための関連制度

(1) 情報提供制度

春日井市情報提供の推進に関する指針を定め、市政に関する情報を積極的に市民に提供するように努めています。

指針では、市政運営の基本方針に関する事項、環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項など 13 項目について提供すべき事項を定めています。

市役所 2 階の情報コーナーでは、予算・決算書、統計資料、交際費、旅費、食糧費の一覧、審議会の議事録、計画書、報告書などの行政資料の閲覧をすることができます。

(2) 文書管理制度

文書管理制度は、情報公開制度の円滑な運用を図るため、車の両輪にあたる重要な制度です。当市では文書管理システムを導入するとともに、春日井市文書取扱規程に基づき、適正な文書の管理に努めています。

(3) 会議公開制度

春日井市附属機関等の設置等に関する指針を定め、公募による委員の選出に努めるとともに、附属機関などの会議を原則公開とし、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

公開の会議は、広報、ホームページで周知し、どなたでも傍聴いただけます。



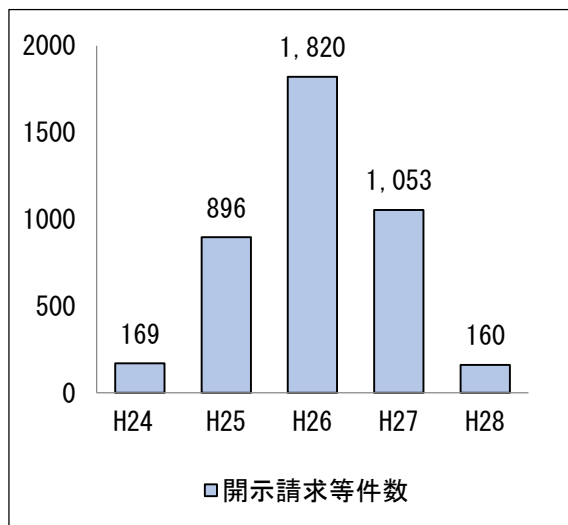
第2 情報公開制度の施行状況

1 開示請求等件数

平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の公文書の開示請求等の件数は、160件（請求79件、申出81件）です。

市全体に対する一律的な開示請求が減少したことにより、昨年度と比較して約84%減少しました。

図1 当市の開示請求等件数の推移



2 国、地方公共団体

(1) 国、主な都府県

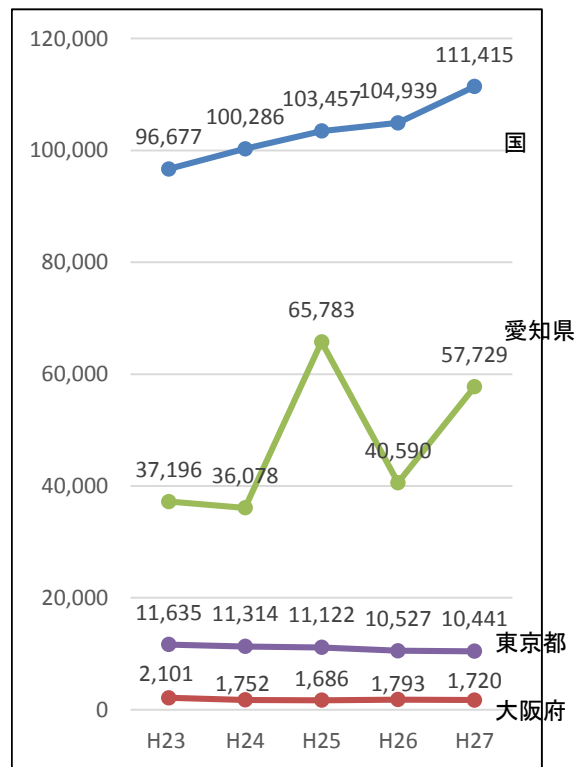
国と主な都府県における平成23年度から27年度までの開示請求等の件数の推移は、図2のとおりです。

平成27年度の開示請求等件数は、国及び愛知県において増加しています。

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|
| 国 | 96,677 | 100,286 | 103,457 | 104,939 | 111,415 |
| 大阪府 | 2,101 | 1,752 | 1,686 | 1,793 | 1,720 |
| 愛知県 | 37,196 | 36,078 | 65,783 | 40,590 | 57,729 |
| 東京都 | 11,635 | 11,314 | 11,122 | 10,527 | 10,441 |

（備考）平成28年度の開示請求等件数は、まだ公表されていないため、平成27年度までの状況です。

図2 国等の開示請求件数の推移



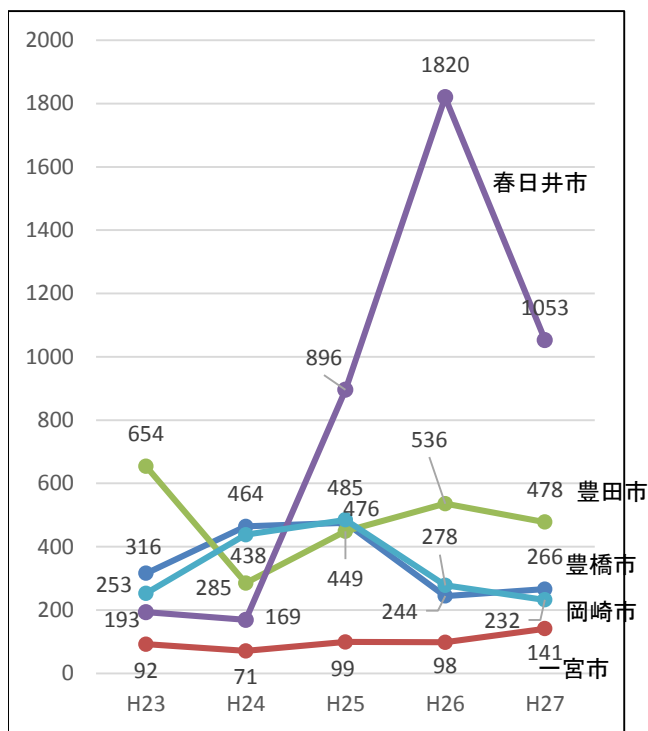
(2) 愛知県内の主な市

県内の主な市における平成 23 年度から 27 年度までの開示請求の件数の推移は、図 3 のとおりです。

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 豊橋市 | 316 | 464 | 476 | 244 | 266 |
| 一宮市 | 92 | 71 | 99 | 98 | 141 |
| 豊田市 | 654 | 285 | 449 | 536 | 478 |
| 春日井市 | 193 | 169 | 896 | 1,820 | 1,053 |
| 岡崎市 | 253 | 438 | 485 | 278 | 232 |

(備考) 平成 28 年度の状況は、まだ公表されていないため、平成 27 年度までの状況です。

図 3 県内他市の開示請求件数の推移



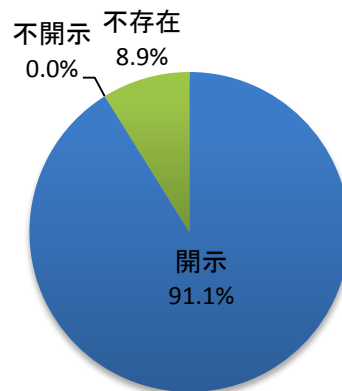
3 開示決定等の件数

平成 28 年度の開示決定等の件数は、次のとおりで、公開率は 91% となっています。

| 処理区分 | 件数 |
|----------|-----|
| 開示 | 154 |
| (うち全部開示) | 105 |
| (うち一部開示) | 49 |
| 不開示 | 0 |
| 不存在 | 15 |

※取下げ 6 件

図 4 公開率



$$\text{公開率} = \frac{\text{開示}}{\text{開示} + \text{不開示} + \text{不存在}} \times 100$$

4 開示決定等の件数の推移

平成 24 年度から 28 年度までの開示決定等の件数の推移は右表のとおりです。

| 年度 | 請求 件数 | 処 理 状 況 | | | | | 公開 率 |
|-----|----------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|
| | | 全部 開示 | 一部 開示 | 不開 示 | 不存 在 | 取下 げ | |
| H24 | 169 | 98 | 107 | 1 | 37 | 3 | 84% |
| H25 | 896 | 661 | 383 | 22 | 223 | 1 | 81% |
| H26 | 1820 | 1254 | 458 | 10 | 513 | 0 | 77% |
| H27 | 1053 | 383 | 107 | 471 | 169 | 2 | 43% |
| H28 | 160 | 105 | 49 | 0 | 15 | 6 | 91% |

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

5 部局別の処理状況

平成 28 年度における部局別の請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

| 部局名 | 請求等 件数 | 処 理 状 況 | | | | | 公開率 |
|-------------|-----------|---------|------|-----|-----|-----|------|
| | | 全部開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 取下げ | |
| まちづくり推進部 | 60 | 48 | 10 | | | 3 | 100% |
| 上下水道部 | 22 | 21 | | | | 1 | 100% |
| 教育委員会事務局 | 22 | 7 | 13 | | 6 | | 77% |
| 財政部 | 14 | 12 | 2 | | 7 | | 67% |
| 建設部 | 11 | 9 | 2 | | | | 100% |
| 総務部 | 8 | | 6 | | 1 | 2 | 86% |
| 環境部 | 6 | 2 | 4 | | | | 100% |
| 消防本部 | 5 | 2 | 3 | | | | 100% |
| 文化スポーツ部 | 3 | | 3 | | | | 100% |
| 市民生活部 | 3 | 1 | 3 | | | | 100% |
| 健康福祉部 | 2 | 1 | 1 | | | | 100% |
| 産業部 | 2 | 2 | | | 1 | | 67% |
| 市民病院 | 1 | | 1 | | | | 100% |
| 農業委員会 | 1 | | 1 | | | | 100% |
| 企画政策部 | 0 | | | | | | 0% |
| 青少年子ども部 | 0 | | | | | | 0% |
| 議会事務局 | 0 | | | | | | 0% |
| 監査事務局 | 0 | | | | | | 0% |
| 会計管理者 | 0 | | | | | | 0% |
| 公平委員会 | 0 | | | | | | 0% |
| 選挙管理委員会 | 0 | | | | | | 0% |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 | | | | | | 0% |
| 合 計 | 160 | 105 | 49 | 0 | 15 | 6 | 91% |

6 開示請求の内容別件数の推移

平成 24 年度から 28 年度までの請求内容の上位 3 は右表のとおりです。

※平成 28 年度について上下水道部と教育委員会は同件数です。

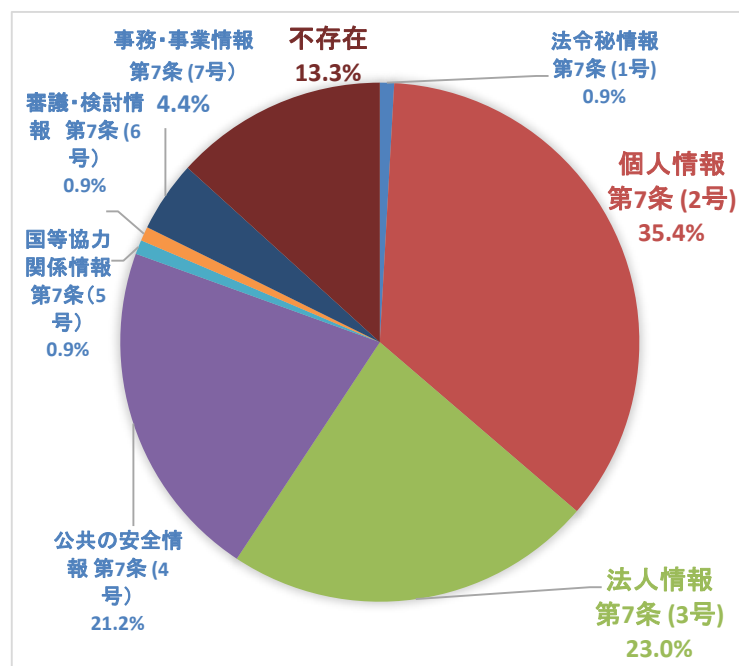
| 年度 | 1 | 2 | 3 |
|-----|--------------------------|------------------------|------------------------|
| H24 | 教育委員会 (54 件、32%) | 上下水道部 (21 件、12%) | 総務部 (19 件、11%) |
| | 上下水道部 (123 件、13.7%) | 環境部 (83 件、9.3%) | 教育委員会 (79 件、8.8%) |
| H26 | 消防本部 (212 件、11.6%) | 上下水道部 (194 件、10.7%) | 健康福祉部 (143 件、7.9%) |
| | 上下水道部 (140 件、13.3%) | 消防本部 (106 件、10.1%) | 教育委員会 (97 件、9.2%) |
| H28 | まちづくり推進部 (60 件、37.5%) | 上下水道部※ (22 件、13.8%) | 教育委員会※ (22 件、13.8%) |

7 不開示情報の理由

不開示とした理由は、図 5 のとおりです。

図 5 不開示情報別割合

| 不開示情報 | 件数 |
|----------------------|----|
| 法令秘情報 第 7 条 (1 号) | 1 |
| 個人情報 第 7 条 (2 号) | 40 |
| 法人情報 第 7 条 (3 号) | 26 |
| 公共の安全情報 第 7 条 (4 号) | 24 |
| 国等協力関係情報 第 7 条 (5 号) | 1 |
| 審議・検討情報 第 7 条 (6 号) | 1 |
| 事務・事業情報 第 7 条 (7 号) | 5 |
| 不存在 | 15 |



(備考) 条数及び号数は、春日井市情報公開条例の各条及び各号を指しています。(3 頁参照)

8 不服申立て・審査会答申の状況

平成 24 年度から 28 年度までの不服申立て・審査会答申状況は下表のとおりです。

平成 28 年度は、教育委員会に対して 4 件の審査請求がありました。

なお、答申の詳細は、本報告書の 32 ページ以降及び市のホームページを参照してください。

| 年度 | 不服申立て 件数 | 諮問 された 件数 | 諮問され なかった 件数 | 処理 | | | | | 未処理 |
|-----|-------------|-----------------|--------------------|----|----|----------|-----|-----|-----|
| | | | | 決定 | | | | 取下げ | 審議中 |
| | | | | 棄却 | 認容 | 一部 認容 | その他 | | |
| H24 | 6 | 6 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| H25 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H26 | 8 | 9 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 4 | 2 |
| H27 | 6 | 7 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| H28 | 4 | 4 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

第 3 個人情報保護制度の施行状況

1 開示等請求件数

平成 24 年度から 28 年度までの開示等請求の状況は右表のとおりです。

平成 28 年度の本人開示請求件数は 36 件で、訂正請求、利用停止請求はありませんでした。

| 年度 | 開示 | 訂正 | 利用 停止 | 合計 |
|-----|----|----|----------|----|
| H24 | 30 | 0 | 0 | 30 |
| H25 | 18 | 0 | 0 | 18 |
| H26 | 17 | 0 | 0 | 17 |
| H27 | 16 | 0 | 0 | 16 |
| H28 | 36 | 0 | 0 | 36 |

2 開示決定等

平成 24 年度から 28 年度までの開示決定等の状況は、下表のとおりです。

| 年度 | 請求 件数 | 処 理 状 況 | | | | | | |
|-----|----------|----------|----------|-----|-----|-----|-----|----------|
| | | 全部 開示 | 一部 開示 | 不開示 | 不存在 | 不訂正 | 取下げ | 訂正 却下 |
| H24 | 30 | 15 | 12 | 0 | 12 | 0 | 1 | 0 |
| H25 | 18 | 8 | 11 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| H26 | 17 | 4 | 9 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| H27 | 16 | 5 | 9 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| H28 | 36 | 19 | 21 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

3 不服申立て・審査会答申の状況

平成 24 年度から 28 年度までの不服申立て・審査会答申の状況は下表のとおりです。

| 年度 | 不服 申立て 件数 | 諮問 された 件数 | 諮問され なかった 件数 | 処 理 | | | | | 未処理 審議中 |
|-----|-----------------|-----------------|--------------------|-----|----|----------|-----|-----|------------|
| | | | | 決 定 | | | | 取下げ | |
| | | | | 棄却 | 認容 | 一部 認容 | その他 | | |
| H24 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

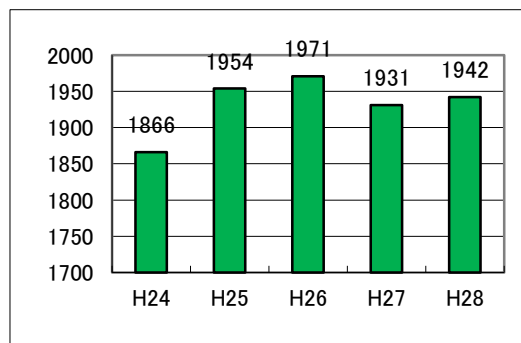
第4 情報提供制度の施行状況

1 行政資料の登録件数

市がとりまとめる統計書、報告書等の各種行政資料を市民の皆さんが閲覧できるように市役所2階の情報コーナーに配置しています。

平成24年度から28年度までの行政資料の登録件数の推移は、図6のとおりです。

図6 行政資料の登録件数の推移



2 部局別の登録状況

平成28年度の部局別の登録状況は、右表のとおりです。

行政資料の一覧は、ホームページをご覧ください。

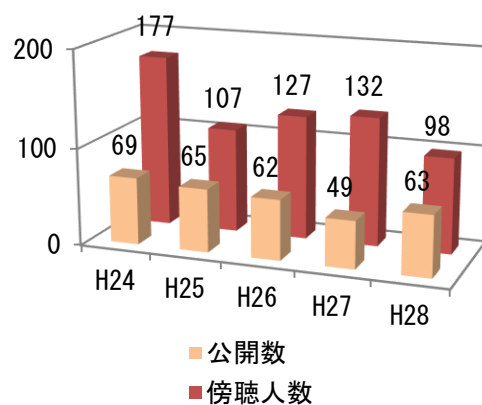
| 部局名 | 件数 |
|-----------|------|
| 議会事務局 | 374 |
| 総務部 | 308 |
| 教育委員会 | 279 |
| 健康福祉部 | 198 |
| 市民生活部 | 124 |
| 企画政策部 | 124 |
| 産業部 | 106 |
| まちづくり推進部 | 90 |
| 環境部 | 87 |
| 文化スポーツ部 | 84 |
| 上下水道部 | 46 |
| 青少年子ども部 | 40 |
| 財政部 | 32 |
| 監査事務局 | 19 |
| 市民病院(事務局) | 14 |
| 建設部 | 13 |
| 消防本部 | 4 |
| 総合計 | 1942 |

第5 会議公開制度の施行状況

1 会議公開の実施状況

平成24年度から28年度までに公開（一部公開を含む）で行われた延べ会議数、傍聴人数の推移は、図7のとおりです。

図7 公開数・傍聴人数の推移

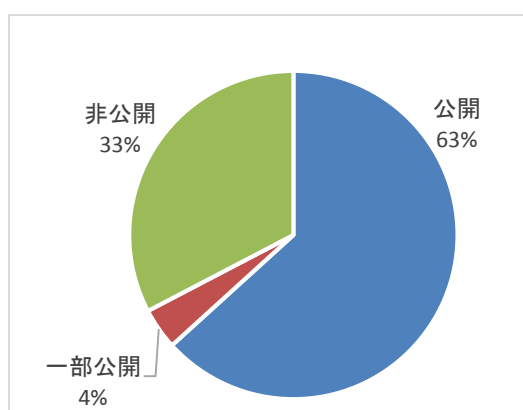


2 公開・非公開の決定状況

平成28年度における会議の公開・非公開の決定状況は、66の附属機関等のうち公開31、一部公開2、非公開16で、未開催が17です。

開催した会議のうち、公開率（一部公開を含む。）は、67%です。

図8 公開・非公開の決定状況



3 非公開の理由

非公開の主な理由は、個人情報扱うため（表彰審査委員会、介護認定審査会（合議体）、建築審査会等）となっています。

資料1 平成28年度情報公開実施状況一覧表

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|--|--|--------------|--------------|--|---------------------------|
| 1 | 4月1日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | ●●●●●。●●●●●の通報等処理票 | | 4月13日 | 取り下げ | | |
| 2 | 4月5日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | H27.10.1に苦情申立てをした公害苦情調査報告書(処理簿No.172)(地図は入れない) | 平成27年10月1日に苦情申立てをした公害苦情調査報告書(処理簿No.172)(地図・写真は入れない) | 4月19日 | 一部開示 | 個人の住所、氏名、電話番号・特定の個人の職業及び居住地に関する情報・事業者の所在地、名称、電話番号 | 条例第7条第2号、第3号 |
| 3 | 4月13日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 平成28年3月23日に建築指導課に指導を申立てをした。通報等処理票 | 平成28年3月23日に建築指導課に指導を申立てをした通報等処理票 | 4月27日 | 一部開示 | 個人の氏名・続柄、住所、電話番号、建築場所、確認済証及び検査済証番号・年月日 | 条例第7条第2号 |
| 4 | 4月19日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 届出書(建設工事に係る法-リサイクル法-)の内容 高座台2丁目2番3号(旧UR社宅2棟に係る)様式第1号及び別表1のみ | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による届出書(27春建第7-659号)のうち様式第一号及び別表1の部分 | 4月28日 | 一部開示 | 個人の氏名、印影、電話番号、郵便番号及び住所 | 条例第7条第2号 |
| 5 | 4月20日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 特定建設作業実施届出書 (平成28年3月29日提出のもので市内高座台2丁目) | 特定建設作業実施届出書(平成28年3月29日提出のもので市内高座台2丁目) | 4月28日 | 一部開示 | 法人代表者の印影及び発注者の住所、氏名、電話番号 | 条例第7条第3号及び第4号 条例第7条第2号 |
| 6 | 4月14日 | 申出 | 健康福祉部 介護・高齢福祉課 | 平成27年4月1日以降現在に至るまでに介護保険事業者から提出された事故報告書のうち、▼利用者が死亡した事故(感染症を含む)、▼職員の不祥事・法令違反、▼愛知県の報告事項区分で「その他、報告が必要と認められる事故の発生」に分類されるものの、いずれかに該当する文書のすべて | 介護保険事業者事故等報告書(平成27年4月1日から平成28年4月14日までに提出されたもの) | 5月10日 | 一部開示 | 個人の氏名、住所、年齢、生年月日、被保険者番号、肩書き名、利用する事業所名、法人の名称、事業者名、事業者番号、事業者所在地、電話番号 | 条例第7条第2号 条例第7条第3号 |
| 7 | 4月28日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 平成28年1月1日から平成28年4月20日迄の間、春日井市●●●●●に設置された●●●●●●●●●●の指導に関する文書及びその経緯をまとめた書類 | | 5月16日 | 取り下げ | | |
| 8 | 5月2日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H18確認サービス第S611-3687号 | 建築計画概要書 H18確認サービス第S611-3687号 | 5月11日 | 全開示 | | |
| 9 | 5月6日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 1.平成28年4月8日付(「27春教学第2165-2号」)で開示された「平成27年度 研究集録」(春日井市小中学校長会)4頁に記載された「3 学校経営委員会 (1)研修活動の主な内容と経過」に関するすべての文書。ただし、旅行命令書を除く。(別紙=赤枠部分=参照) | 1.平成28年4月8日付(「27春教学第2165-2号」)で開示された「平成27年度 研究集録」(春日井市小中学校長会)4頁に記載された「3 学校経営委員会 (1)研修活動の主な内容と経過」に関するすべての文書。ただし、旅行命令書を除く。 | 6月3日 | 不開示 (不存在) | | 条例第11条第2項 |
| 10 | 5月6日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 1.平成28年4月8日付(「27春教学第2165-2号」)で開示された「平成27年度 春日井市教職員研修委員会活動計画書」に記載された「(1)調査研究活動 ○教師の専門資質を高めるための研修・研究 ○学校運営上の諸課題についての研修・研究」に関するすべての文書。ただし、旅行命令書を除く。(別紙=赤枠部分=参照) | 平成28年4月8日付(「27春教学第2165-2号」)で開示された「平成27年度 春日井市教職員研修委員会活動計画書」に記載された「(1)調査研究活動 ○教師の専門資質を高めるための研修・研究 ○学校運営上の諸課題についての研修・研究 ○生徒指導についての研修・研究」に関するすべての文書。ただし、旅行命令書を除く。 | 6月3日 | 一部開示 | 研修会連絡先 担当者名 団体の印影 | 条例第7条第2号 条例第7条第3号・第4号 |
| 11 | 5月6日 | 申出 | 建設部 道路課 | 春日井市が平成28年度公共工事で使用する設計単価表(愛知県の設計単価表ではなく、春日井市の独自調査単価)の資料(土木草刈り等の処分費を含む)一式。CD-Rメディア希望。 | 平成28年度一般単価 | 5月17日 | 全開示 | | |
| 12 | 5月6日 | 申出 | 上下水道部 下水建設課 | 春日井市が平成28年度公共工事で使用する設計単価表(愛知県の設計単価表ではなく、春日井市の独自調査単価)の資料(下水の処分費含む)一式。CD-Rメディア希望 | 平成28年度4月下水見積 | 5月17日 | 全開示 | | |
| 13 | 5月11日 | 申出 | 上下水道部 配水管理事務所 | 平成26年3月19日入札執行の「上水道施設運転業務委託」に係る金入り設計書 | 平成26年3月19日付入札執行の 上下水道施設運転業務委託に係る金入り設計書 | 5月24日 | 全開示 | | |
| 14 | 5月13日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 1. 2015年度教職員研修委員会「校長研修」に関する「要項・派遣文書等」(別紙参照) | 1.平成27年度教職員研修委員会「校長研修」に関する「要項・派遣文書」 | 5月27日 | 一部開示 | 研修会連絡先 担当者名 団体の印影 | 条例第7条第2号 条例第7条第3号・第4号 |
| 15 | 5月16日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 平成28年1月1日から5月16日までの間の建築基準法第48条に基づく用途地域の建築制限に関する指導の文書、及びその経緯をまとめた書類 | 平成28年1月1日から5月16日までの間の建築基準法第48条に基づく用途地域の建築制限に関する指導の文書及びその経緯をまとめた書類 | 5月30日 | 一部開示 | 法人名、代表者氏名、所在地、建物名称、機器型番、出力 | 条例第7条第3号 |
| 16 | 5月16日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 平成28年1月1日から5月16日までの間の建築基準法第48条に基づく用途地域の建築制限に関する指導の文書、及びその経緯をまとめた書類 | 平成28年1月1日から5月16日までの間の建築基準法第48条に基づく用途地域の建築制限に関する指導の文書及びその経緯をまとめた書類 | 5月30日 | 一部開示 | 法人名、代表者氏名、所在地、建物名称、機器型番、出力 | 条例第7条第3号 |
| 17 | 5月17日 | 請求 | 総務部 総務課 | 1.春日井市情報公開・個人情報保護審査会「諮問第47号」(H28.1.13答申)に関する審査会会議録。 | | 6月23日 | 取り下げ | | |
| 18 | 5月18日 | 申出 | 建設部 道路課 | 「平成28年度土木資材単価一覧表」 上記資料の開示を請求致します。 | 平成28年度一般単価 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 19 | 5月18日 | 申出 | 上下水道部 下水建設課 | 「平成28年度土木資材単価一覧表」 上記資料の開示を請求致します。 | 平成28年度4月下水見積 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 20 | 5月19日 | 申出 | 建設部 河川排水課 | 平成26年のはなの木公園雨水調整池築造工事の実設計報告書の表紙と目次 | 平成24年度 地蔵川周辺(はなのき公園)調整池実施設計委託 報告書表紙及び目次 | 5月31日 | 全開示 | | |
| 21 | 5月20日 | 申出 | 上下水道部 水道工務課 | 春日井市が平成28年度に発注する水道工事に使用する水道の設計単価資料一式。CD-R希望。 | | 5月27日 | 取り下げ | | |
| 22 | 5月24日 | 請求 | 財政部 管財契約課 | 全国私有物件共済以外の加入保険証券 管財契約課加入のもの 2015.4~2016.3(保険加入期間)保険料30万以上 加入一覧表(全契約上記加入期間のもの) | 管財契約課加入の全国私有物件災害共済会以外の加入保険証券 (保険加入期間 2015.4~2016.3 保険料 30万円以上)及び 加入一覧表(全契約上記加入期間のもの) | 6月7日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|--|---|--------------|--------------|---|----------------------|
| 23 | 5月24日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画の概要書 | 建築計画概要書 第H13愛知—機00022号 | 6月3日 | 全開示 | | |
| 24 | 5月24日 | 請求 | 産業部 企業活動支援課 | ①企業活動支援課 足立課長に係わる平成28年1月分の出張命令簿及び出張報告書及び旅行命令簿(公用車使用簿) | 旅行命令簿(公用車使用) ※平成28年1月～2月、用務先が高森台になっているもの。 | 6月6日 | 全開示 | | |
| | | | | ②同課松浦補佐に係わる平成28年1月～2月分の出張命令簿及び出張報告書及び旅行命令簿(公用車使用簿) ③同課鈴木主査に係わる平成28年1月～2月分の出張命令簿及び出張報告書及び旅行命令簿(公用車使用簿) ①～③共行先は高森台限定 | 旅行命令簿、復命書 ※平成28年1月～2月、用務先が高森台になっているもの。 | | 不開示 (不存在) | | |
| 25 | 5月25日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 | 建築計画概要書 第H13確認サービス建5327号 H08認建春建001993号 | 6月3日 | 全開示 | | |
| 26 | 5月27日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H21確認サービス第S912-2069号 H21確認サービス第S912-4389号 | 建築計画概要書 H21確認サービス第S912-2069号 H21確認サービス第S912-4389号 | 6月3日 | 全開示 | | |
| 27 | 6月2日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H7認建0497 H11認建春建001381 | 建築計画概要書 H07認建0497 H11認建春建001381 | 6月16日 | 全開示 | | |
| 28 | 6月3日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 1. 2015(H27).2.27、レディヤンかすがいで開催された社会科副読本編集委員会に出席した教職員の旅行命令書。 2. 1の編集委員会に関する派遣依頼文書(1名分でよい)。 | 1. 2015(H27).2.27、レディヤンかすがいで開催された社会科副読本編集委員会に出席した教職員の旅行命令書。 2. 1の編集委員会に関する派遣依頼文書(1名分でよい)。 | 6月17日 | 一部開示 | 職員番号 | 条例第7条第2号 |
| 29 | 6月3日 | 請求 | 市民生活部 男女共同参画課 | 1. レディヤンかすがいの2015(H27).2.27の会議室等使用状況が分かる文書。(午後、夜の使用状況)一覧表があればそれで可。 | 施設利用実績一覧表 | 6月17日 | 一部開示 | 氏名及び電話番号 | 条例第7条第2号 |
| 30 | 6月6日 | 申出 | 建設部 河川排水課 | 平成24年度地蔵川周辺(はなのき公園)調整池実施設計業務委託「報告書」平成25年3月の電子コピー(CD)第1章～第8章 | 平成24年度 地蔵川周辺(はなのき公園)調整池実施設計委託 報告書 第1章～第8章 | 6月16日 | 一部開示 | 法人の印影 法人担当者の印影 | 条例第7条第3号及び第4号 |
| 31 | 6月7日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 春日井市御幸町1丁目2-12 建築計画概要書 建築設備等設置概要書(エレベーター) 定期検査報告概要書(昇降機)(平成27年4月1日受付) | 春日井市御幸町1丁目2番12における建築計画概要書、建築設備等設置概要書(エレベーター)及び平成27年4月1日受付の定期検査報告概要書(昇降機) | 6月16日 | 全開示 | | |
| 32 | 6月10日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H16確認建築愛建住セ21041号 | 建築計画概要書 H16確認建築愛建住セ21041号 | 6月23日 | 全開示 | | |
| 33 | 6月13日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 1. 2015(H27)年度の春日井市教職員研修委員会校長研修部会の「実績報告書」記載の第1回、第2回、第3回の各編集委員会に関するすべての文書。第1回編集委員会については、出席校長等の旅行命令書を含む。(別紙参照) | ・2015(平成27)年度の春日井市教職員研修委員会校長研修部会の「実績報告書」記載の第1回、第2回、第3回の各編集委員会に関するすべての文書。第1回編集委員会については、出席校長等の旅行命令書を含む。 | 6月27日 | 不開示 (不存在) | | 条例第11条第2項 |
| 34 | 6月13日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 1. 2015(H27)年度の春日井市教職員研修委員会校長研修部会の活動において、何に、いくら使ったのか分かる文書。 | 1 2015(平成27)年度の春日井市教職員研修委員会校長研修部会の活動において、何にいくら使ったのか分かる文書 | 6月27日 | 全開示 | | |
| 35 | 6月13日 | 請求 | 消防署 東出張所 | 平成28年5月17日に作成された 消防活動報告書(内容重複する部分は除外) | 消防活動報告書 | 6月23日 | 一部開示 | 発生場所住所、団地名、棟名、氏名、生年月日、年齢、性別、号室名、身体等の状態 | 条例第7条第2号 |
| 36 | 6月13日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 1. 2016(H28)年4月に各校校長提出した「長時間労働による健康障害防止のための報告書」(3月分までの「時間外労働時間の計」が記録されている報告書) | 1 2016(平成28)年4月に各校校長が提出した「長時間労働による健康障害防止のための報告書」(3月分までの「時間外労働時間の計」が記録されている報告書) | 6月27日 | 一部開示 | 当該職員の年齢 当該職員の健康及び意向に関する情報 当該職員の勤務状況に関する情報 | 条例第7条第2号 条例第7条第7号 |
| 37 | 6月13日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 1. 春日井市鷹来中学校教職員の2016(H28)年3月の「労働時間等の記録」 | 1. 春日井市鷹来中学校教職員の2016(H28)年3月の「労働時間等の記録」 | 6月27日 | 全開示 | | |
| 38 | 6月15日 | 請求 | 文化スポーツ部 図書館 | ブックプロテクションシステム磁気測定結果について(測定日28年4月) | ブックプロテクションシステム磁気測定結果について | 6月23日 | 一部開示 | 法人印影及び氏名 | 条例第7条第2号、第3号、第4号 |
| 39 | 6月20日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 第H10認建春建000391号 | 建築計画概要書 第H10認建春建000391号 | 6月30日 | 全開示 | | |
| 40 | 6月21日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 平成28年度 公共下水道高蔵寺処理区汚水管TVカメラ調査委託 (紙ベース) | 公共下水道高蔵寺処理区汚水管TVカメラ調査委託 | 6月30日 | 全開示 | | |
| 41 | 6月23日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 第H16確申建築愛知-機00252号 | 建築計画概要書 第H16確申建築愛知-機00252号 | 6月30日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|--|---|--------------|--------------|---|-----------------------------------|
| 42 | 6月30日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 南下原排水路整備工事(28年度) 金入設計書 数量設計書 図面 CD-Rで希望 | 平成28年度南下原排水路築造工事に係る金入設計書、数量計算書、図面 | 7月14日 | 全開示 | | |
| 43 | 7月1日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H17確認サービス 第S511-6276 | 建築設計概要書 H17確認サービス第S511-6276号 | 7月14日 | 全開示 | | |
| 44 | 7月1日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 1. 春日井市教職員研修委員会校長部会の2016(H28)年度の「活動計画書」及び同部会に対する配当予算が分かる文書。 2. 春日井市教職員研修委員会教頭部会の2015(H27)年度の「活動計画書」「実績報告書」及び2016(H28)年度の「活動計画書」 | ・春日井市教職員研修委員会校長部会の2016(H28)年度の「活動計画書」及び同部会に対する配当予算が分かる文書。 ・春日井市教職員研修委員会教頭部会の2015(H27)年度の「活動計画書」「実績報告書」及び2016(H28)年度の「活動計画書」 | 7月15日 | 不開示 (不存在) | | 条例第11条第2項 |
| 45 | 7月4日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 1. 春日井市鷹来中学校教職員の2016年3月の週休日、祝日等に行った部活指導の記録、及び、指導した教職員の部活指導手当請求に関するすべての文書。 | 1. 春日井市鷹来中学校教職員の2016年3月の週休日、祝日等に行った部活指導の記録、及び、指導した教職員の部活指導手当請求に関するすべての文書。 | 7月15日 | 一部開示 | 職員番号 | 条例第7条第2号 |
| 46 | 7月4日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 平成28年3月23日に建築指導課に指導を申立てをした通報等処理票 経過表にある相手方が指導課に提出した文書全部(カラーものはカラー) 図面 建築指導課が建築主に説明をした後に渡している文書 | 平成28年3月23日に建築指導課に指導を申立てをした通報等処理票 経過表にある相手方が指導課に提出した文書、図面全部(カラーものはカラー) 建築指導課が建築主に説明をした後に渡している文書 | 7月19日 | 一部開示 | 個人の氏名・続柄、住所、電話番号、建築場所、確認済証及び検査済証番号・年月日・金額 | 条例第7条第2号、第3号 |
| 47 | 7月5日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 平成28年度 南下原排水路整備工事に係わる金入り設計書(紙ベース) | 平成28年度南下原排水路築造工事に係わる金入設計書 | 7月14日 | 全開示 | | |
| 48 | 7月6日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H20確認サービス第S811-43435 | 建築計画概要書 H20確認サービス第S811-4343号 | 7月21日 | 全開示 | | |
| 49 | 7月14日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 平成28年度 公共下水道地蔵ヶ池公園調整池整備工事に係る金入り設計書 CD-Rにて希望 | 平成28年度 公共下水道地蔵ヶ池公園調整池整備工事に係る金入り設計書 | 7月25日 | 全開示 | | |
| 50 | 7月19日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 平成28年3月11日付指名の【排水路スクリーン清掃委託(その6)】に関する金入り設計書 ※上記をCD-Rにて希望 | 平成28年度 排水路スクリーン清掃委託(その6)に関する金入り設計書 | 7月27日 | 全開示 | | |
| 51 | 7月20日 | 申出 | 上下水道部 高蔵寺浄化センター | 平成26年1月17日に入札執行の「春日井市浄化センター維持運業務委託」に係る金入り設計書 紙ベース | 平成26年1月17日に入札執行の「春日井市浄化センター維持運業務委託」に係る金入り設計書 | 7月29日 | 全開示 | | |
| 52 | 7月20日 | 申出 | 財政部 資産税課 | 戸籍法施行規則第3条、地方自治法第260条にも当然の前提として記載があります。春日井市長が定める区域(定めるべき区域)のデータ【町・丁目界、町・丁目名、大字界、大字名、(小)字界、(小)字名】。 | 春日井市長が定める区域(定めるべき区域)のデータ【町・丁目界、町・丁目名、大字界、大字名、(小)字界、(小)字名】(平成28年1月1日時点) | 8月3日 | 全開示 | | |
| 53 | 7月21日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 第H20確認建築愛建住セ22172号 | 建築計画概要書 H20確認建築愛建住セ22172号 | 8月10日 | 全開示 | | |
| 54 | 7月22日 | 請求 | 総務部 総務課 | 直近の情報公開の裁判の判決文・準備書面・反論書全部 | 直近の情報公開の裁判の訴状判決文・準備書面・反論書全部 | 8月3日 | 一部開示 | 事件番号、氏名、住所、電話番号、性別、印影、法人名及び所在地 | 条例第7条第2号 |
| 55 | 7月26日 | 申出 | 消防本部 予防課 | 危険物貯蔵タンクを有する危険物施設の事業者名、所在地、製造所等の別危険物(第4類)貯蔵品名及び数量ただし、自衛隊設備、個人宅設備は除く | 危険物貯蔵タンクを有する危険物施設の事業者名、所在地、製造所等の別危険物(第4類)貯蔵品名及び数量。ただし、自衛隊設備、個人宅設備は除く。 | 8月5日 | 全開示 | | |
| 56 | 7月27日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 平成28年度 公共下水道高蔵寺処理区出川地区[第4工区]管渠築造工事 上記工事の金額の入った設計書 CD-Rでの交付希望 | 平成28年度 公共下水道高蔵寺処理区出川地区[第4工区]管渠築造工事 金入り設計書(電子媒体での交付希望) | 8月10日 | 全開示 | | |
| 57 | 7月27日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画の概要書 H11認建春建000124号 | 建築計画の概要書概要書 H11認建春建000124号 | 8月8日 | 全開示 | | |
| 58 | 7月27日 | 申出 | 総務部 人事課 | 春日井市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に関して ・それぞれの派遣先団体と交わした協定書 ・派遣先団体から市長への依頼書(類する文書) ・派遣職員の同意書 今年度派遣者に限る。 | 1 派遣協定書 2 職員の派遣に関する協定書 3 春日井市職員と春日井商工会議所職員との人事交流に関する協定書 4 派遣職員の情報について(依頼) 5 公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団の業務遂行に係る貴市職員の派遣について(依頼) 6 公益財団法人かすがい市民文化財団の業務遂行に伴う貴市職員の派遣について(依頼) 7 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会の業務遂行に伴う貴市職員の派遣について(依頼) 8 公益財団法人春日井市食育推進給食会の業務遂行に伴う貴市職員の派遣について(依頼) 9 公益財団法人春日井市健康管理事業団の業務遂行に伴う貴市職員の派遣について(依頼) 10 派遣職員の情報について(依頼) 11 同意書 | 8月10日 | 一部開示 | (1) 法人の印影 (2) 個人の氏名及び職員番号 | (1) 条例第7条第3号及び第4号 (2) 条例第7条第2号 |
| | | | | | 派遣先団体から市長への依頼書(類する文書)のうち春日井商工会議所分 | | 不開示 (不存在) | | 条例第11条第2項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|--------|----|-------------------|---|---|--------------|--------------|---|-------------------|
| 101 | 11月14日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H09認建春建001616号 | 建築計画概要書 H09認建春建001616号 | 11月16日 | 全開示 | | |
| 102 | 11月18日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 平成28年度 幹線道路(県道)排水路調査業務委託 (紙ベース) | 幹線道路(県道)排水路調査業務委託に係る金入設計書 | 12月2日 | 全開示 | | |
| 103 | 11月18日 | 請求 | 上下水道部 水道工務課 | 平成28年度 上水道配水管布設工事(廻間町) (紙ベース) | 平成28年度 上水道配水管布設工事(廻間町) | 11月18日 | 全開示 | | |
| 104 | 11月18日 | 請求 | 財政部 資産税課 | 土地評価事務取扱要領 平成24年基準年度 平成21年基準年度 評価替路線価データシートの「相続評価調整」の内容の解る文書 | 土地評価事務取扱要領(平成24基準年度、平成21基準年度) 評価替路線価データシートの「相続評価調整」の内容の分かる文書 | 12月2日 | 不開示 (不存在) | | |
| 105 | 11月22日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H09認建春建000793号 | 建築計画概要書 H09認建春建000793号 | 12月1日 | 全開示 | | |
| 106 | 11月25日 | 請求 | 消防本部 消防署 | 発生日:平成28年●●月●●日 ●●●●●● 春日井市●●●●●●●●にかかると救急報告書 | 救急出場報告書 | 12月9日 | 一部開示 | 個人の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、容態、応急処置、使用資機材 | 条例第7条第2号 |
| 107 | 11月28日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 第H20確認建築CI東海A 01149号 | 建築計画概要書 第H20確認建築CI東海A01149号 | 12月5日 | 全開示 | | |
| 108 | 12月5日 | 申出 | 財政部 資産税課 | 別紙添付 平成27年度 土地評価事務取扱要領 1 側方路線影響加算法 二系統の路線が150度以下の角度で交差する位置にあり、正面と側方に路線がある画地(以下「角地」という。)の価格は、…以下省略… | 平成27基準年度土地評価事務取扱要領 不整形地の評点算出法について、当該画地地積が500㎡を超えておりと規定した事由及び改定基準年度 | 12月19日 | 全開示 | | |
| | | | | ○開示申出内容 150度以下の角度に変更した、事由及び改定基準年度・ 2 不整形地の評点補正法 ただし、当該画地地積が500㎡を超えており、家屋の建築等が通常の状態において行い得るものについては、原則として不整形地補正を行わない。 ○開示申出内容 「画地地積が500㎡を超えており」とあるが、500㎡超と規定した、事由及び改定した基準年度。 | 平成27年基準年度土地評価事務取扱要領 側方路線影響加算法について、150度以下の角度に変更した事由及び改定基準年度 | | 不開示 (不存在) | | |
| 109 | 12月5日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 ERI第04018171号 | 建築計画概要書 ERI第04018171号 | 12月9日 | 全開示 | | |
| 110 | 12月6日 | 請求 | 上下水道部 水道工務課 | 平成28年度 高蔵寺中区配水場配水池改修工事(設計書) (紙ベース) | 平成28年度 高蔵寺中区配水場配水池改修工事(設計書) | 12月14日 | 全開示 | | |
| 111 | 12月9日 | 申出 | 総務部 総務課 | 別表に掲げる防火対象物の最新の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち非常電源(自家発電設備)の総合点検の点検票 | 春日井市役所に関する防火対象物の最新の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち、非常電源(自家発電設備)の総合点検の点検票 | 12月22日 | 一部開示 | 個人名、個人印影、資格の交付年月日及び交付番号 | 条例第7条第2号及び第4号 |
| 112 | 12月9日 | 申出 | 市民病院事務局 管理課 | 別表に掲げる防火対象物の最新の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち非常電源(自家発電設備)の総合点検の点検票 | 春日井市民病院の防火対象物の最新の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち非常電源(自家発電設備)の総合点検票 | 12月22日 | 一部開示 | 個人名、個人印影、資格番号 | 条例第7条第2号及び第4号 |
| 113 | 12月9日 | 請求 | 上下水道部 水道工務課 | 平成28年10月6日付公告の 【高蔵寺中区配水場配水池改修工事】に関する 金入り設計書及び数量計算書 ※上記をCD-Rにて希望 | 平成28年10月6日付公告の 【高蔵寺中区配水場配水池改修工事】に関する 金入り設計書及び数量計算書 ※上記をCD-Rにて希望 | 12月21日 | 全開示 | | |
| 114 | 12月14日 | 請求 | 文化スポーツ部 図書館 | ブックプロテクションシステム磁気測定結果について(測定日28年10月) | ブックプロテクションシステム磁気測定結果について | 12月27日 | 一部開示 | 法人印影及び個人の氏名 | 第7条第2号、第3号、第4号 |
| 115 | 12月15日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H25確認建築 愛建住セ50521号 H15確認建築 春日井市00284号 H18確認建築 愛建住セ22314号 H22確認建築 愛建住セ50749号 H27確認建築 愛建住セ50654号 | 建築計画概要書 H25確認建築 愛建住セ50521号 H15確認建築 春日井市00284号 H18確認建築 愛建住セ22314号 H22確認建築 愛建住セ50749号 H27確認建築 愛建住セ50654号 | 12月27日 | 全開示 | | |
| 116 | 12月16日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建設リサイクル法届出書 様式第1号、別表1 (解体工事に係るもののみ)(地図等の添付資料を除く) 期間:平成28年6月1日から平成28年9月30日まで) | 平成28年6月1日から平成28年9月30日までに受付した建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による届出書(解体工事に係るもののみ)のうち、様式第一号及び別表1の部分 | 1月4日 | 一部開示 | 個人の氏名、印影、電話番号、郵便番号及び住所、請負代金、法人の印影、工事の名称 | 条例第7条第2号、第3号及び第4号 |
| 117 | 12月26日 | 請求 | 環境部 環境政策課 | 平成22年8月1日～9月30日までに市が受付けた 春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助(太陽光発電システム)の 事業実績報告書(添付資料を除く) | 事業実績報告書(添付資料を除く) | 1月26日 | 一部開示 | 郵便番号・住所・氏名・ふりがな・電話番号・印影・対象システムの設置場所 | 条例第7条第2号及び第4号 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|--------|----|-------------------|---|--|--------------|---------------------|---|----------------|
| 118 | 12月19日 | 請求 | 総務部 総務課 | 春日井市情報公開・個人情報保護審査会における27号答申の審査会議事録 | 平成24年度第2回、第3回及び第5回 春日井市情報公開・個人情報保護審査会議事録 | 1月4日 | 一部開示 | 諮問実施機関の説明、審査会の審議の内容、異議申立人の氏名及び口頭意見陳述の内容 | 条例第7条第2号及び第7号 |
| 119 | 12月26日 | 申出 | 財政部 資産税課 | 1. 不整形地補正率の適正についての頭紙 2. 平成9基準年度土地評価事務取扱要領 3. 同上 資産税事務取扱要領(土地のみ) | 不整形地補正率の適正についての決裁の頭紙 平成9基準年度土地評価事務取扱要領 平成9基準年度資産税事務取扱要領(土地のみ) | 1月11日 | 全開示 不開示 (不存在) | | |
| 120 | 12月26日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書、H19確認建築春日井市00094号 | 建築計画概要書 H19確認建築春日井市00094号 | 1月6日 | 全開示 | | |
| 121 | 1月11日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 1、2016年度の全国体育・運動能力、運動習慣等調査に関するすべての文書。 「体育授業以外の運動に関する部分」 「教育委員会アンケート」 | 1 2016(平成28)年度の全国体育・運動能力、運動習慣等調査に関する文書のうち「体育授業以外での取組について」「部活動の休養日設定」「土日の休養日の設定」「運動部活動における外部人材の活用」「部活動顧問の配置」「教育委員会のアンケート」 | 2月20日 | 全開示 | | |
| 122 | 1月16日 | 申出 | 建設部 河川排水課 | 平成24年度地蔵川周辺(はなのき公園)調整池実施設計委託報告書の内、添付資料16地下調整池(空間貯留施設)比較表、17防災調整池計算書、22.越流堰中壁、23.角落とし板材の検討のデータコピー(CD) | 平成24年度地蔵川周辺(はなのき公園)調整池実施設計委託添付資料 16地下調整池(空間貯留施設)比較表 17防災調整池計算書 22.越流堰中壁 23.角落とし板材の検討 | 1月27日 | 全開示 | | |
| 123 | 1月17日 | 申出 | 臨時福祉給付金事務局 | 臨時福祉給付金(等)給付事務費補助金の事業実績報告書について(平成26年度・平成27年度) ・(別紙様式13別表1) ・(別紙様式13別表2) | 臨時福祉給付金(等)給付事務費補助の事業実績報告書について(平成26年度・平成27年度) ・(別紙様式13別表1) ・(別紙様式13別表2) | 1月27日 | 全開示 | | |
| 124 | 1月20日 | 申出 | 財政部 資産税課 | 1. 平成15年基 土地評価事務取扱要領(不整形補正に関する部分) 2. 平成18年基 土地評価事務取扱要領(不整形補正に関する部分) 3. 平成27年基 土地評価事務取扱要領に記載の側方路線影響加算法における二系統の路線が150度以下で交差する文中で150度以下が適用されたのは、平成何年度から適用したのか知りたい。 | 1. 平成15年基準年度土地評価事務取扱要領(不整形地補正に関する部分) 2. 平成18年基準年土地評価事務取扱要領(不整形地補正に関する部分) 3. 平成27年基準土地評価事務取扱要領に記載の側方路線影響加算法における二系統の路線が150度以下の角度で交差するとの文中で150度以下が適用された年度 | 2月3日 | 全開示 | | |
| 125 | 1月23日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 1. 松原中学校教職員の2015(H27)年5月、8月、9月、2016(H28)3月の特殊勤務実績簿(部活指導手当関係文書) | 松原中学校教職員の2015(H27)年5月、8月、9月、2016(H28)3月の特殊勤務実績簿(部活指導手当関係文書) | 2月6日 | 一部開示 | 職員番号 | 第7条第2号 |
| 126 | 1月24日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H20確認建築愛建住セ22744号 H28確認建築愛建住セ50082号 | 建築計画概要書 H20確認建築愛建住セ22744号 H28確認建築愛建住セ50082号 | 2月6日 | 全開示 | | |
| 127 | 1月26日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H25確認建築CI東海A03067号 H25確認建築CI東海A00446号 | 建築計画概要書 H25確認建築CI東海A03067号 H25確認建築CI東海A00446号 | 2月9日 | 全開示 | | |
| 128 | 1月26日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H21確認建築CI東海A01557号 | 建築計画概要書 H21確認建築CI東海A01557号 | 2月9日 | 全開示 | | |
| 129 | 1月27日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書H14確認サービス 名古屋第一6840号 | 建築計画概要書H14確認サービス 名古屋第一6840号 | 2月8日 | 全開示 | | |
| 130 | 1月31日 | 申出 | 上下水道部 水道工務課 | 平成27年度10月1日付公告の 「東山配水場電気計装設備工事」の金入り設計書 平成28年度6月24日付公告の 「内津加圧ポンプ場電気計装設備工事」の金入り設計書 | 平成27年度10月1日付公告の 「東山配水場電気計装設備工事」の金入り設計書 平成28年度6月24日付公告の 「内津加圧ポンプ場電気計装設備工事」の金入り設計書 | 2月9日 | 全開示 | | |
| 131 | 2月2日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 第H25確認建築愛建住セ20062号 | 建築計画概要書 第H25確認建築愛建住セ20062号 | 2月16日 | 全開示 | | |
| 132 | 2月3日 | 申出 | 財政部 管財契約課 | 春日井市長が契約者となり、保険料(契約金額)が5万円以上の保険加入状況一覧表(証券の保険始期が平成28年1月~12月のもの) | 保険加入状況一覧表 (保険始期が平成28年1月~12月 保険料5万円以上) | 2月17日 | 全開示 | | |
| 133 | 2月6日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H28確認建築愛建住セ50603号 H16確認建築愛建住セ10963号 H13確認建築春日井市00581 | 建築計画概要書 H28確認建築愛建住セ50603号 H16確認建築愛建住セ10963号 H13確認建築春日井市00581 | 2月20日 | 全開示 | | |
| 134 | 2月10日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 第H15確申建築愛知一機01120号 | 建築計画概要書 第H15確申建築愛知一機01120号 | 2月20日 | 全開示 | | |
| 135 | 2月9日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 市営坂下住宅(神屋町2355-3)東寄土留擁壁に関わる一切土地の貸与(根拠、理由)、帰属・管理など)の書類。 | | 2月16日 | 取り下げ | | |
| 136 | 2月20日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 市営坂下住宅(神屋町2355-3)東寄土留擁壁に関わる一切土地の貸与(根拠、理由)、帰属・管理など)の書類。 | 宅造許可台帳 | 3月3日 | 一部開示 | 個人名、個人の印影 | 第7条第2号及び4号 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|--|---|--------------|----------|--|---|
| 137 | 2月20日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 1.松原中学校教職員の2015年10月の特殊勤務実績簿(部活指導手当関係文書) 2.松原中学校教職員の2015年9月、2016年9月の「労働時間等の記録」 3.白山小学校の2016年9月～12月の個人情報等「持出し簿」 | 1.松原中学校教職員の2015(H27)年10月の特殊勤務実績簿(部活指導手当関係文書) 2.松原中学校教職員の2015(H27)年9月、2016年9月の「労働時間等の記録」 3.白山小学校の2016(H28)年9月～12月の個人情報等持出し簿 | 3月6日 | 一部開示 | 職員番号及び職免の理由 | 第7条第2号 |
| 138 | 2月21日 | 申出 | 財政部 資産税課 | (文書年度)(文書記号番号) 平成27年度春資第204号、春資第205号、春資第266号、春資第351号、春資第451号 平成26年度春資第276号、春資第285号、春資第311号 平成25年度春資第68号、春資第153号、春資第240号、春資第352号、春資第353号、春資第361号、春資第362号、春資第513号、春資第536号、春資第551号、春資第622号、春資第693号 昭和54年度 土地評価事務取扱要領 一式(決済の頭紙含む) 昭和54年度改定による評価算定の新旧 上記改定による評価算定の新旧が作成されていない場合は、54年度の改定(改正)内容の解る書面。 昭和54年度 土地評価事務取扱要領の31頁に記載されている、側方路線影響加算法において150度以下の角度で交差する位置にあり、正面と側方に路線がある画地(以下「角地」という)の価額は、側方路線(原則として路線価の低い方の路線をいい、路線価が同値の場合は間口間口距離の長い路線をいう。以下同様という。)の影響により、正面路線(原則として路線価の高い方の路線をいい、路線価が同値の場合は間口距離の長い路線をいう。以下同様とする。)のみに接する画地の価額より高くなるものである。……以下省略……記載があるが、昭和54年度で改正されたとの説明があったが、150度以下の改正根拠を開示してほしい。 | 平成27年度固定資産税評価額に係る資料の御提供について(依頼) 春日井市の固定資産税の課税に係る資料提供事務取扱要領の一部改正について(伺) 【固定・土地】(取りまとめ結果)調整区域内の雑種地の評価方法について 課税誤り等の防止対策の状況について(照会) 固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保について(通知) 固定資産評価に係る春日井市の体制について(意見) 愛知県への市町村税に対する相談について(伺) 固定資産(土地)評価替えブロック代表市町村会議の議決結果について(通知) 春日井市の固定資産税の課税に係る資料提供事務取扱要領について(伺) 固定資産通知書 固定資産通知書 土地精通者会議の開催について(伺) 昭和54年度 土地評価事務取扱要領 固定資産評価審査申出書(土地)に対する決定について(通知) 固定資産評価審査申出書(土地)に対する決定について(通知) 不整形地補正率に対する意見について(伺) 土地評価に関する問い合わせについて(伺) 固定資産評価審査申出書(土地)に対する決定について(通知) 固定資産評価審査申出書(土地)に対する決定について(通知) 市街化区域内現地調査のお知らせについて 評価替え業務にかかる第1回県全体評価員会議議事録及び調整結果について(送付) 昭和54年度改定による評価算定の新旧 昭和54年度 土地評価事務取扱要領改正根拠 | 6月5日 | 全開示 | 審査申出をした法人名及び代表者名、個人名、地番、地目、地積、評価額、評価額の上昇率、決定を求めようとする価格、申出人の主張内容、路線価、路線価から評価額を算定するまでの各数値、計算式、税額、個人の問い合わせ内容及びその問い合わせに対する回答、標準宅地の価格並びに不動産鑑定士名 | 条例第7条第1号、第2号及び第3号 |
| 139 | 2月21日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H7認建春建1726号 | 建築計画概要書 H7認建春建001726号 | 3月3日 | 全開示 | | |
| 140 | 2月23日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 1.春日井市出川小学校と中部中学校の2016年10月11月の全教員の出退勤記録簿。 2.春日井市立篠原小学校の2016年4月、5月、6月の全教員の出退勤記録簿。 | 1.春日井市出川小学校と中部中学校の2016年10月と11月の全教員の出退勤記録簿。 2.春日井市立篠原小学校の2016年4月、5月、6月の全教員の出退勤記録簿。 | 4月10日 | 一部開示 | 職免の理由 | 条例第7条第2号 |
| 141 | 2月24日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H13確認建築愛建住セ04322号 | 建築計画概要書 第H13確認建築愛建住セ04322号 | 3月8日 | 全開示 | | |
| 142 | 2月24日 | 請求 | 総務部 交通対策課 | 開催日 ・2014年11月28日 ・2015年2月19日 「愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議」議事録 | 開催日 ・2014年11月28日 ・2015年2月19日 「愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議」復命書 | 4月5日 | 一部開示 | 個人の氏名、愛知県リニア中央新幹線建設発生土頭に係る調整会議の議事内容、愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議議事内容、リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所の内容及び集計結果 | 第7条第2号 第7条第3号ア 第7条第5号 第7条第6号 第7条第7号 |
| 143 | 3月1日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H.7認建春建0969号 | 建築計画概要書 H07認建春建0969号 | 3月10日 | 全開示 | | |
| 144 | 3月2日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H11認建春建000014 | 建築計画概要書 H11認建春建000014号 | 3月16日 | 全開示 | | |
| 145 | 3月3日 | 請求 | 産業部 農政課 | 新型市民農園開設予定地 交渉開始時の地権者リスト (名前・住所の記載がある事) | 新型市民農園開設予定地 交渉開始時の地権者リスト | 3月17日 | 全開示 | | |
| 146 | 3月6日 | 請求 | 建設部 住宅施設課 | 市宮坂下住宅(神屋町2355-3)東寄土留擁壁に係る財産台帳、維持管理(28年度分の業務委託など)関係書類 | ・市宮坂下住宅土地に係る公有財産台帳及び関係書類 ・市宮坂下住宅外2住宅除草業務委託(2回実施)に係る請書、内訳明細書及び図面 | 3月21日 | 一部開示 | 請書及び内訳明細書中、委託業者の印影 | 第7条第3号及び第4号 |
| 147 | 3月8日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 公害状況調査報告書 整理番号27-262 No.301 平成28年3月15日の分 | 公害苦情調査報告書(整理番号27-262、No.301) 平成28年3月15日の分 | 3月22日 | 一部開示 | 地名、氏名 | 第7条第2号 |
| 148 | 3月8日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 平成28年5月13日付公告の【公共下水道南部汚水13号幹線[第2工区]管渠築造工事】に関する金入り設計書及び数量計算書 ※上記をCD-Rにて希望 平成29年1月19日付交付の【公共下水道南部汚水13号幹線[第3工区]管渠築造工事】に関する金入り設計書及び数量計算書 ※上記をCD-Rにて希望 | 平成28年5月13日付公告の【公共下水道南部汚水13号幹線[第2工区]管渠築造工事】に関する金入り設計書及び数量計算書 平成29年1月19日付交付の【公共下水道南部汚水13号幹線[第3工区]管渠築造工事】に関する金入り設計書及び数量計算書 | 3月22日 | 全開示 | | |
| 149 | 3月15日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H08認建春建002108号 | 建築計画概要書 H08認建春建002108号 | 3月30日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|---|---|--------------|----------|---|--|
| 150 | 3月17日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 1 H22確認建築愛建住セ 50182号 2 H27確認建築愛建住セ 50442号 3 H27確認建築愛建住セ 50627号 4 H18確認建築愛建住セ 26968号 5 H24確認建築愛建住セ 50343号 6 H19確認建築愛建住セ 23437号 7 確認サービス第KS110-1920-00038号 | 建築計画概要書 1 H22確認建築愛建住セ 50182号 2 H27確認建築愛建住セ 50442号 3 H27確認建築愛建住セ 50627号 4 H18確認建築愛建住セ 26968号 5 H24確認建築愛建住セ 50343号 6 H19確認建築愛建住セ 23437号 7 確認サービス第KS110-1920-00038号 | 3月29日 | 全開示 | | |
| 151 | 3月21日 | 申出 | 建設部 河川排水課 | 平成24年度地蔵川周辺(はなのき公園)調整池実施設計委託報告書 添付資料 1.地下調整池構造計算書(常時) 2.地下調整池耐震計算書 12.地下調整池背面版構造計算書 14.越流部堰部背面版構造計算書の電子データコピー(CD-R) | 平成24年度 地蔵川周辺(はなのき公園)調整池実地設計委託 添付資料 1.地下調整池構造計算書(常時) 2.地下調整池耐震計算書 12.地下調整池背面版構造計算書 14.越流部堰部背面版構造計算書 | 4月4日 | 全開示 | | |
| 152 | 3月22日 | 申出 | 上下水道部 下水建設課 | 公共下水道地蔵ヶ池公園調整池電気設備工事 管理番号285118 金入り設計書のうち、工事内訳書、明細書 | 公共下水道地蔵ヶ池公園調整池電気設備工事 金入り設計書のうち、工事内訳書、明細書 | 3月31日 | 全開示 | | |
| 153 | 3月24日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 1 H20確認建築愛建住セ 24405号 2 H18確認建築愛建住セ 21906号 3 H21確認建築愛建住セ 22510号 4 H18確認建築愛建住セ 25967号 5 H18確認建築愛建住セ 22032号 6 H19確認建築愛建住セ 21315号 7 H22確認建築愛建住セ 50610号 | 建築計画概要書 1 H20確認建築愛建住セ 24405号 2 H18確認建築愛建住セ 21906号 3 H21確認建築愛建住セ 22510号 4 H18確認建築愛建住セ 25967号 5 H18確認建築愛建住セ 22032号 6 H19確認建築愛建住セ 21315号 7 H22確認建築愛建住セ 50610号 | 4月7日 | 全開示 | | |
| 154 | 3月29日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 工事名 公共下水道松河戸雨水1号幹線築造工事 (平成28年度) 金入り 設計書 上記 CD-ROMで希望 上記工事の金額の入った設計書 | 工事名 公共下水道松河戸雨水1号幹線築造工事 (平成28年度) 金入り 設計書 | 4月11日 | 全開示 | | |
| 155 | 3月30日 | 請求 | 総務部 総務課 | 直近の情報公開の裁判の証拠甲の若い番号から始まり乙の若い番号順で合計100枚に満たるまで | 直近の情報公開の裁判の証拠甲の若い番号から始まり乙の若い番号順で合計100枚に満たるまで | 4月13日 | 一部開示 | 氏名、郵便番号、住所、電話番号、法人名、所在地、確認番号、確認年月日、印影、地図、口頭意見陳述の内容、諮問実施機関の説明、審査会の審議の内容及び意見書 | 条例第7条第2号 条例第7条第3号 条例第7条第4号 条例第7条第7号 |
| 156 | 3月17日 | 請求 | 総務部 総務課 | 平成28年度総務課の保有する法律相談一覧(100枚に満つるまで) | | 3月30日 | 取り下げ | | |
| 157 | 3月30日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 平成28年度 公共下水道堀ノ内雨水2号幹線[第3工区]築造工事に係る金入り設計書(CD-ROM希望) | 平成28年度 公共下水道堀ノ内雨水2号幹線[第3工区]築造工事に係る金入り設計書(CD-ROM希望) | 4月13日 | 全開示 | | |
| 158 | 3月30日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 平成24年12月19日、平成21年9月17日及び平成18年3月3日に受付した●●●●●●●●●● ●●●●●●の水質汚染防止法による届出において「排水の排水系統別の汚染状態及び量」のうち工場排水のCODに関するもの | 平成24年12月19日、平成21年9月17日及び平成18年3月3日に受付した●●●●●●●●●● ●●●●●●の水質汚染防止法による届出において「排水の排水系統別の汚染状態及び量」のうち工場排水のCODに関するもの | 4月20日 | 全開示 | | |
| 159 | 3月30日 | 申出 | 環境部 環境保全課 | 平成11年10月8日、平成元年9月20日及び昭和59年12月27日に受付した●●●●●●●●●● ●●●●●●の水質汚染防止法による届出において「排水の排水系統別の汚染状態及び量」のうち工場排水のCODに関するもの | 平成11年10月8日、平成元年9月20日及び昭和59年12月27日に受付した●●●●●●●●●● ●●●●●●の水質汚染防止法による届出において「排水の排水系統別の汚染状態及び量」のうち工場排水のCODに関するもの | 4月20日 | 全開示 | | |
| 160 | 3月31日 | 申出 | 文化スポーツ部 青年の家 | 平成28年度 ピアノ定期調律及び保守点検 請書、見積書(●●以外の全社対象) | 平成28年度青年の家ピアノ定期調律及び保守点検 請書1件 平成28年度青年の家ピアノ定期調律及び保守点検 見積書●●除く3件 | 4月13日 | 一部開示 | 法人等の印影、口座情報 | 第7条第3号及び第4号 |

資料2 平成28年度個人情報保護実施状況一覧表

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足りる事項 | 開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示等しないこととした部分 | 開示等しないこととした根拠規定 | 当該規定を適用する理由 | 備考 | 訂正請求の趣旨及び理由 | 訂正を求める内容 | | 個人情報訂正(不訂正)の決定の通知 | 訂正請求にかかる個人情報が記録されている公文 | 訂正しないこととした理由 | |
|------|--------|----|-------------------|--|--|--------------|--------------|---|---|---|----|-------------|----------|-----|-------------------|------------------------|--------------|--|
| | | | | | | | | | | | | | 訂正前 | 訂正後 | | | | |
| 1 | 4月28日 | 請求 | 市民生活部 東部市民センター | 住民票の写し等の交付申請書(平成27年6月8日) | 住民票の写し等交付申請書(受付日:平成27年6月8日) | 5月12日 | 全開示 | | | | | | | | | | | |
| 2 | 5月19日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 平成26年12月1日から平成28年5月19日迄の住民票及び戸籍の交付申請書の写し | 住民票の写し等交付申請書等、戸籍証明等の交付申請書等(申請期間:平成26年12月1日から平成28年5月19日まで) | 6月2日 | 一部開示 | ・開示請求者以外の個人の氏名、署名、印影、住所、郵便番号、性別、生年月日、保険証記号番号、社員No.及び顔写真 ・法人等の印影 ・個人の印影 | ・条例第17条第3号 ・条例第17条第4号及び第5号 ・条例第17条第5号 | ・開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため ・法人等に関する情報であり開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため | | | | | | | | |
| 3 | 5月26日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 戸籍証明等の交付申請書(平成28年4月26日～平成28年5月26日まで) | 戸籍証明等の交付申請書等(申請期間:平成28年4月26日から平成28年5月26日まで) | 6月8日 | 一部開示 | 開示請求者以外の住所・氏名・続柄欄、委託先従業員の印影 | 条例第17条第3号 | 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため | | | | | | | | |
| 4 | 6月6日 | 請求 | 健康福祉部 障がい福祉課 | 障害者年金の申請のために障害者手帳を取得時(平成23年12月22日交付)のとき●●●●で記入作成していただいた資料が有ればのとときのCOPY | 診断書(精神障害者保健福祉手帳用) | 6月20日 | 全開示 | | | | | | | | | | | |
| 5 | 6月16日 | 請求 | 総務部 総務課 | 諮問番号第48～53号の情報公開審査会の議事録(録音データを含む) | 平成27年度第9回、平成28年度第1回及び第2回春日井市情報公開・個人情報保護審査会議事録 | 6月30日 | 一部開示 | 諮問機関の説明、審査会の審議の内容及び別件の審査請求人の名称 平成28年度第2回については、録音データ2時間6分52秒のうち、1分25秒から2時間3分17秒までの間及び2時間4分55秒から2時間4分57秒までの間 | 条例第17条第4号及び第7号 | 開示することにより、審査請求をちゅうちょするおそれがあるため。議論の過程が分かると、諮問実施機関及び委員が率直な意見がいえなくなり今後の審査会の運営に支障が生じるおそれがあるため。 | | | | | | | | |
| 6 | 6月17日 | 請求 | 市民生活部 市民活動推進課 | ●●●●が消費生活相談を行った件についての記録(H28年2月以降) | 消費生活相談情報1103・1106・1107 消費生活相談情報(メモ)33・60 追記相談票79・96・254 | 6月23日 | 一部開示 | ①情報番号・PIO-NET番号 ②相談員のID及び法人従業員の氏名・携帯電話番号・肩書 | ①条例第17条第4号及び第7号 ②条例第17条第3号 | ①法人に関する情報であって当該法人の権利利益を害するおそれがあるため及び市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ②開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 | | | | | | | | |
| 7 | 6月30日 | 請求 | 総務部 総務課 | H28年.6.28の市役所の防犯カメラの朝6時から6時10分位の物。 | 防犯カメラの録画映像 | 7月4日 | 全開示 | | | | | | | | | | | |
| 8 | 6月30日 | 請求 | 総務部 総務課 | 審査会諮問48-53号の審議で用いられた資料 27年度審査会議事録9回、28年度審査会議事録1回、2回の議事録本体以外(頭書き等) | 平成27年度第9回、平成28年度第1回及び第2回春日井市情報公開・個人情報保護審査会資料 平成27年度第9回、平成28年度第1回春日井市情報公開・個人情報保護審査会議事録についての決裁の頭紙 | 7月14日 | 一部開示 | 諮問実施機関の主張について及び審議内容が分かる部分 | 条例第17条第7号 | 今後の議論の過程が推測できる情報であり、開示することにより、実施機関及び委員が率直な意見が言えなくなり今後の審査会の運営に支障が生じるため。 | | | | | | | | |
| 9 | 7月13日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 戸籍謄抄本等 交付申請書(H27年10月15日～H28年7月13日)住民票の写し等の交付請求書(H27年10月15日～H28年7月13日) | 戸籍証明等の交付申請書等(申請期間:平成27年10月15日から平成28年7月13日まで) | 7月22日 | 一部開示 | 請求者(法人等)の印影、委託先従業員の署名 | 条例第17条第3号 条例第17条第4号、及び第5号 | 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため | | | | | | | | |
| | | | | | 住民票の写し等の交付申請書(申請期間:平成27年10月15日から平成28年7月13日まで) | 7月22日 | 不開示 (不存在) | | | 指定の期間については、住民票の写し等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。 | | | | | | | | |
| 10 | 7月14日 | 請求 | 総務部 総務課 | 平成28年度第2回春日井市情報公開・個人情報保護審査会議事録及び頭紙 | 平成28年度第2回春日井市情報公開・個人情報保護審査会議事録及び当該議事録の決裁についての頭紙 | 7月27日 | 一部開示 | 審議会の審議の内容 | 条例第17条第7号 | 議論の過程が分かると、委員が率直な意見が言えなくなり今後の審査会の運営に支障が生じるおそれがあるため。 | | | | | | | | |
| 11 | 8月29日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 平成17年度民間木造住宅耐震改修費補助事業を行った春日井市●●●●●●●●●● ●●●●の受付台帳 | 平成17年度民間木造住宅耐震改修費補助事業を行った●●●●●●●●●● ●●●●の受付台帳 | 9月8日 | 一部開示 | 開示請求者以外の個人の氏名、フリガナ、住所、郵便番号、電話番号 | 条例第17条第3号 | 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため | | | | | | | | |
| 12 | 9月20日 | 請求 | 健康福祉部 障がい福祉課 | 精神障害者保健福祉手帳診断書 | 診断書(自立支援医療費(精神通院)用) | 10月3日 | 全開示 | | | | | | | | | | | |
| 13 | 9月23日 | 請求 | 消防本部 消防救急課 | ●●●●の救急搬送記録(平成26年5月11日) | 救急出場報告書 | 9月29日 | 全開示 | | | | | | | | | | | |
| 14 | 9月30日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 住民票の写し等の交付申請書 H28.3.1～H28.9.30 戸籍証明等の交付申請書 H28.3.1～H28.9.30 | 住民票の写し等の交付申請書 H28.3.1～H28.9.30 戸籍証明等の交付申請書 H28.3.1～H28.9.30 | 10月7日 | 一部開示 | 開示請求者以外の住所・氏名・生年月日・続柄、委託先従業員の印影、署名、交付申請者の名称、印影、所在地、郵便番号、所属、担当者名、電話番号、略字、申請理由、項目名、法令の、利用目的 | 条例第17条第3号 | 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため | | | | | | | | |
| 15 | 10月19日 | 請求 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 平成28年9月16日に発生した問題行動報告書 | 平成28年9月16日に発生した問題行動報告書 | 11月1日 | 全開示 | | | | | | | | | | | |

資料2 平成28年度個人情報保護実施状況一覧表

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 開示請求等に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足る事項 | 開示請求等に係る保有個人情報に記載されている公文書の件名 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示等しないこととした部分 | 開示等しないこととした根拠規定 | 当該規定を適用する理由 | 備考 | 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項 | 訂正請求の趣旨及び理由 | 訂正を求める内容 | | 個人情報訂正(不訂正)の決定の通知 | 訂正請求にかかる保有個人情報が記録されている公文 | 訂正しないこととした理由 |
|------|-------|----|------------------|--|--|--------------|--------------|---|---|---|----|--|-------------|----------|-----|-------------------|--------------------------|--------------|
| | | | | | | | | | | | | | | 訂正前 | 訂正後 | | | |
| 28 | 1月13日 | 請求 | 健康福祉部 障がい福祉課 | 精神障害者保健福祉手帳の診断書 | 診断書(精神障害者保健福祉手帳用診断書) | 1月25日 | 一部開示 | 印影 | 条例第17条第5号 | 犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため | | | | | | | | |
| 29 | 1月16日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 住民票の写し等の交付申請書 平成28年4月1日～平成29年1月10日まで 戸籍証明書等の交付申請書 平成28年4月1日～平成29年1月10日まで | 戸籍証明等の交付申請書 平成28年4月1日～平成29年1月10日まで | 1月24日 | 全開示 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 住民票の写し等の交付申請書 平成28年4月1日～平成29年1月10日まで | | 一部開示 | 委託先従業員の署名 | 条例第17条第3号 | 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため | | | | | | | | |
| 30 | 2月13日 | 請求 | 上下水道部 上下水道経営課 | 26春企経下第120号全部 26春企経下第151号全部 26春企経下第73号全部 | ・異議申立てに係る決定について(伺) ・公文書の開示決定等に係る春日井市情報公開審査会への諮問について(伺) ・諮問の取下げについて(伺) | 2月23日 | 一部開示 | 氏名、役職名、法人の印影 | 条例第17条第3号 条例第17条第4号及び第5号 | 個人に関することであって特定の個人を識別することができるため。 法人の権利益を害するおそれがあるため。 | | | | | | | | |
| 31 | 2月13日 | 請求 | 総務部 総務課 | 26春総第312号全部 26春総第236号全部 26春総第246号全部 26春総第247号全部 | 春日井市情報公開条例の規定に基づく公文書の開示決定等に係る調査審議について(諮問) 異議申立てに係る諮問実施機関への説明要求について(伺) 異議申立てに係る意見書の送付及び意見書等の提出について(伺) 諮問の取下げについて | 2月23日 | 全開示 | | | | | | | | | | | |
| 32 | 2月24日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 住民票の写し等の交付申請書(平成26年10月14日～平成29年2月24日) 戸籍証明等の交付申請書(平成26年10月14日～平成29年2月24日) | 住民票の写し等の交付申請書(平成26年10月14日～平成29年2月24日) 戸籍証明等の交付申請書(平成26年10月14日～平成29年2月24日) | 3月9日 | 全開示 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 一部開示 | 請求者(法人等)の印影、請求者以外の個人の氏名 | 条例第17条第3号 条例第17条第4号及び第5号 | 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため | | | | | | | | |
| 33 | 3月10日 | 請求 | 消防本部 消防署 | 実況見分調査書、質問調査書 (平成29年3月7日 通報分) | 現場質問調査書 | 3月23日 | 全開示 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 実況見分調査書 | | 不開示 (不存在) | | 開示請求書が提出された平成29年3月10日時点で、存在しない公文書であるため。 なお、本不開示決定時には実況見分調査書が存在するが、当該文書には請求者の個人情報には存在しない。 | | | | | | | | | |
| 34 | 3月23日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 戸籍証明等の交付申請書 (平成28年1月1日～平成28年12月31日まで) | 戸籍証明等の交付申請書 (平成28年1月1日～平成28年12月31日まで) | 4月6日 | 一部開示 | ① 開示請求者以外の住所・氏名・生年月日・連絡先電話番号、申請者と証明対象者との続柄、申請者に関する記述及び委託先従業員の氏名 ② 証明対象者の本籍・氏名・生年月日及び使用目的 | 条例第17条第3号及び第5条 条例第17条第3号 | ① 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 ② 開示請求者の個人情報としての側面も有するが、当該申請書は自筆で記載されており、筆跡から開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため。 | | | | | | | | |
| 35 | 3月31日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 住民票の写し等の交付申請書(本庁のみ) (平成25年4月1日～請求日まで) 住基カードの交付申請書(平成18年4月1日～請求日まで) 電子証明書の交付申請書(平成18年4月1日～請求日まで) | 電子証明書新規発行申請書 (申請書:平成26年1月20日) | 5月2日 | 全開示 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ①住民票の写し等の交付申請書等(本庁のみ) ②住民基本台帳カード交付申請書 ③電子証明書新規発行申請書 (申請書:平成25年5月14日) | | 一部開示 | 請求者以外の個人の氏名 | 条例第17条第3号 | 請求者以外の個人を識別することができるため | | | | | | | | |
| 36 | 3月31日 | 請求 | 総務部 総務課 | 調定決議書(平成27年8月1日以降のもの) 公文書開示手数料に係る | 公文書開示実施手数料に係る調定決議書(平成27年8月1日以降のもの) | 4月13日 | 全開示 | | | | | | | | | | | |

資料3 平成28年度会議公開実施状況一覧表

| No. | 附属機関等名 | 所管 | 公開非公開の状況 | 会議開催状況 | | | 延べ傍聴人数 |
|-----|-------------------------|------------|------------------|--------|------|-----|--------|
| | | | | 公開 | 一部公開 | 非公開 | |
| 1 | 表彰審査委員会 | 秘書課 | 非公開 | | | 1 | |
| 2 | 総合計画審議会 | 企画政策課 | 公開 (非公開の場合あり) | 3 | | 1 | 9 |
| 3 | 朝宮公園整備構想策定検討委員会 | 企画政策課 | 公開 | 4 | | | 12 |
| 4 | 開発事業紛争調停委員会 | 総務課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 5 | 情報公開・個人情報保護審査会 | 総務課 | 非公開 | | | 5 | |
| 6 | 行政不服審査会 | 総務課 | 非公開 | | | 1 | |
| 7 | 行政改革推進懇話会 | 総務課 | 公開 | 1 | | | |
| 8 | 特別職報酬等審議会 | 人事課 | 公開 | 1 | | | |
| 9 | 防災会議 | 市民安全課 | 公開 | 1 | | | 1 |
| 10 | 国民保護協議会 | 市民安全課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 11 | 新型インフルエンザ等対策連絡調整会議 | 市民安全課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 12 | 自転車等駐車対策協議会 | 交通対策課 | 公開 | 1 | | | 1 |
| 13 | 地域公共交通会議 | 交通対策課 | 公開 | 1 | | | |
| 14 | 市民憲章審議会 | 市民活動推進課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 15 | 市民活動支援センター運営委員会 | 市民活動支援センター | 公開 | 2 | | | |
| 16 | 男女共同参画審議会 | 男女共同参画課 | 公開 | 5 | | | 8 |
| 17 | 青少年女性センター・勤労青少年ホーム運営委員会 | 男女共同参画課 | 公開 | 2 | | | |
| 18 | 国民健康保険運営協議会 | 保険医療年金課 | 公開 | 2 | | | |
| 19 | 市民会館運営審議会 | 文化・生涯学習課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 20 | 生涯学習審議会 | 文化・生涯学習課 | 公開 | 3 | | | |
| 21 | 文化振興審議会 | 文化・生涯学習課 | 公開 | 2 | | | |
| 22 | 道風記念館運営協議会 | 道風記念館 | 公開 | 1 | | | |
| 23 | スポーツ表彰審査会 | スポーツ課 | 非公開 | | | 1 | |

資料3 平成28年度会議公開実施状況一覧表

| No. | 附属機関等名 | 所管 | 公開非公開の状況 | 会議開催状況 | | | 延べ傍聴人数 |
|-----|------------------|----------|--------------------|--------|------|-----|--------|
| | | | | 公開 | 一部公開 | 非公開 | |
| 24 | 図書館協議会 | 図書館 | 公開 | 1 | | | 1 |
| 25 | 地域福祉計画推進協議会 | 地域福祉課 | 公開 | 1 | | | 2 |
| 26 | 民生委員推薦会 | 地域福祉課 | 非公開 | | | 3 | |
| 27 | 高齢者総合福祉計画推進協議会 | 地域福祉課 | 公開 | 2 | | | 7 |
| 28 | 福祉有償運送運営協議会 | 地域福祉課 | 公開 | | 1 | | |
| 29 | 老人ホーム入所判定委員会 | 地域福祉課 | 非公開 | | | 8 | |
| 30 | 地域包括支援センター運営等協議会 | 地域福祉課 | 公開 | 3 | 1 | | |
| 31 | 予防接種健康被害調査委員会 | 健康増進課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 32 | O-157対策連絡会 | 健康増進課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 33 | 保健予防調整会 | 健康増進課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 34 | 救急医療対策会議 | 健康増進課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 35 | 健康施策等推進協議会 | 健康増進課 | 公開 | 3 | | | |
| 36 | 胃内視鏡検診運営会議 | 健康増進課 | 非公開 | | | 2 | |
| 37 | 春日井市介護認定審査会 | 介護・高齢福祉課 | 非公開 (一部公開の場合あり) | | 1 | 373 | |
| 38 | 地域自立支援協議会 | 障がい福祉課 | 公開 | 3 | | | 41 |
| 39 | 障がい支援区分判定審査会 | 障がい福祉課 | 非公開 | | | 18 | |
| 40 | 障がい者施策推進協議会 | 障がい福祉課 | 公開 | 2 | | | 12 |
| 41 | 一体的就労支援事業運営協議会 | 生活支援課 | 非公開 | | | 1 | |
| 42 | 子ども・子育て支援対策協議会 | 子ども政策課 | 公開 | 2 | | | 1 |
| 43 | 特別支援保育審査委員会 | 保育課 | 非公開 | | | 2 | |
| 44 | 環境審議会 | 環境政策課 | 公開 | 3 | | | 1 |
| 45 | 廃棄物減量等推進審議会 | ごみ減量推進課 | 公開 | 2 | | | 1 |
| 46 | 商工業振興審議会 | 経済振興課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 47 | 人・農地プラン検討会 | 農政課 | 公開 | 1 | | | |

資料3 平成28年度会議公開実施状況一覧表

| No. | 附属機関等名 | 所管 | 公開非公開の状況 | 会議開催状況 | | | 延べ傍聴人数 |
|-----|---------------------------|---------------|----------|--------|------|-----|--------|
| | | | | 公開 | 一部公開 | 非公開 | |
| 48 | 都市計画審議会 | 都市政策課 | 公開 | 2 | | | |
| 49 | 都市景観審議会 | 都市政策課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 50 | 町名等審議会 | 都市政策課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 51 | 尾張都市計画事業 松河戸土地区画整理審議会 | 都市整備課 | 公開 | 1 | | | |
| 52 | 高蔵寺ニュータウン未来 プラン策定検討委員会 | ニュータウン 創生課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 53 | 開発審査会 | 建築指導課 | 非公開 | | | 6 | |
| 54 | 建築審査会 | 建築指導課 | 非公開 | | | 2 | |
| 55 | 旅館等建築審査会 | 建築指導課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 56 | 緑の審議会 | 公園緑地課 | 公開 | 1 | | | |
| 57 | 春日井市民病院事業評価 委員会 | 管理課 | 公開 | 1 | | | 1 |
| 58 | 消防賞じゅつ金等審査委 員会 | 消防総務課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 59 | 総合教育会議 | 教育総務課 | 公開 | 1 | | | |
| 60 | 通学区域審議会 | 学校教育課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 61 | 学校保健結核対策委員会 | 学校教育課 | 非公開 | | | 2 | |
| 62 | いじめ・不登校対策協議 会 | 学校教育課 | 非公開 | | | 3 | |
| 63 | 就学支援委員会 | 学校教育課 | 非公開 | | | 3 | |
| 64 | 放課後教室運営委員会 | 学校教育課 | 公開 | 1 | | | |
| 65 | 学校給食運営委員会 | 学校給食課 | 未開催 | - | - | - | - |
| 66 | 文化財保護審議会 | 文化財課 | 公開 | | 1 | | |
| | | | | 59 | 4 | 432 | 98 |

諮問第 48 号から諮問第 53 号まで

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市長、春日井市教育委員会、春日井市公平委員会、春日井市議会、春日井市監査委員及び春日井市消防長（以下併せて「実施機関」という。）が不服申立人に対して平成 27 年 8 月 28 日付けで行った不開示決定合計 458 件（以下併せて「本件不開示決定」という。）は、妥当である。

第 2 事実関係

不服申立人及び実施機関の説明並びに関係各資料によると、次の事実が認められる。

1 本件開示請求について

不服申立人の実施機関に対する開示請求は、平成 27 年 7 月 16 日付けのものが 75 課等に対して合計 152 件、同月 29 日、30 日及び 31 日付けのものが 80 課等に対して合計 306 件行われており、両者の合計は 458 件となる（以下併せて「本件開示請求」という。）。

2 本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求の対象公文書が極めて大量であることを理由に、開示決定等の期限の延長決定をした。そして、実施機関は不服申立人に対し、当該対象公文書を必要な範囲に絞り込むように補正依頼をした。不服申立人は当該補正依頼を受けて、当該対象公文書のうち、庁内共有サーバー内データの請求対象課等を 75 課等から 31 課等に縮減した。実施機関が更なる絞り込みを依頼したところ、不服申立人は絞り込みを拒否した。

当該絞り込みがされた後の本件開示請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）のうち、多くの課等に共通する公文書の種類、課等の数、公文書の量、当審査会事務局が測定した開示決定等に至るまでの実施機関の想定作業時間（職員 1 名が作業に専従した場合。年換算は 1 日を 7.75 時間、1 か月を 22 日、1 年を 12 か月として算定したもの。）は、次の表のとおりである（表中記載の①から⑨までの各公文書を併せて「本件主要対象公文書」という。）。

| 公文書の種類 | 課等の数 | 公文書の量（件数・枚数・厚さ） | 想定作業時間 |
|--------|------|-----------------|--------|
|--------|------|-----------------|--------|

| | | | |
|--|----|--|-------------------------|
| ①庁内サーバー内の共有フォルダー内データ（平成 26 年度まで） | 31 | 3, 296, 791 件 | 177, 103 時間 （約 86 年） |
| ②各課等のメールアドレスで送受信したメール及び添付ファイル（平成 27 年 6 月 15 日から同年 7 月 31 日まで） | 75 | 3, 875 件 | 197 時間 |
| ③庁内サーバー内のライブラリ掲載データ | 75 | 1, 994 件 | 145 時間 |
| ④旅行命令簿及び行程表 | 75 | 12, 050 枚 | 138 時間 |
| ⑤復命書（主催者が国のもの） | 75 | 厚さ約 30 メートル （約 300, 000 枚） ※主催者が国以外のものも含む。 | 4, 053 時間 （約 1. 9 年） |
| ⑥事務引継書 | 75 | 448 枚 | 21 時間 |
| ⑦審査会・審議会の議事録・関連資料 | 75 | 厚さ約 16 メートル （約 160, 000 枚） | 2, 342 時間 （約 1. 1 年） |
| ⑧異議申立て・審査請求の関連文書 | 75 | 厚さ約 6 メートル （約 60, 000 枚） | 608 時間 |
| ⑨要綱・要領 | 75 | 10, 697 枚 | 122 時間 |

また、本件対象公文書には、本件主要対象公文書以外にも、市の施設の CAD データや人事関係資料等の公文書が含まれている。

3 本件不開示決定について

実施機関は、本件対象公文書の量が極めて膨大であり、市全体の事務遂行に甚大な支障を及ぼすため、本件開示請求は権利濫用に当たるとして、本件不開示決定をした。

第 3 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

本件不服申立ての趣旨は、権利濫用を理由とする本件不開示決定は違法（条例違反を含む。）、不当又は無効であるため、本件不開示決定の取消し又は無効確認を求めるものである。

2 不服申立ての理由

不服申立人が主張する不服申立ての主たる理由は、不服申立人の口頭意見陳述及び意見書を含む各提出資料によると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の特定性について

実施機関は、従前、上記第2.2の表中記載の②指定した期間内において各課等のメールアドレスで送受信した受信メール（以下①から⑨までの記載は、当該表中記載の番号を示す。）や、③庁内サーバー内のライブラリ掲載データといった開示請求に応じてきた経緯がある。また、一人前例ができると、誰でも同じ対応になる。これらのことからして、本件対象公文書の特定性を理由とした開示拒否を行うという選択肢は、消えたこととなる。

(2) 本件開示請求全体の総合判断について

本件対象公文書は、課等によって10万ファイルを超えるところもあれば、100ファイルもないところもある。しかし、実施機関は、本件開示請求全体を総合判断し、すぐに開示できる課等もあるにもかかわらず、それを含めて全体を不開示にするという統一的な取扱いをしている。実施機関は、本件開示請求には適法性に疑問があると称して、本件対象公文書の量を調査する等の余分な事務処理をしており、公正な事務処理ではない。また、開示のための事務処理は各実施機関で行うため、全体として統一的な取扱いを行うべきではない。

また、実施機関は、本件対象公文書が大量であることを理由に、従前は不服申立人に開示されていた公文書まで開示をしなかった。これは不公平であり、本件開示請求全体で不開示が妥当とする実施機関の主張は採用できないはずである。

(3) 手続上の問題について

ア 行政手続条例違反について

(ア) 行政指導への不服従について

本件対象公文書を必要な範囲に絞り込むよう求めた補正依頼は、行政指導である。不服申立人は、当該行政指導に応じたにもかかわらず、実施機関は更なる絞り込みを求めた。そして、実施機関は、不服申立人が更なる絞り込みという行政指導に従わなかったことをもって、本件不開示決定という不利益扱いをしている。このような実施機関の対応は、春日井市行政手続条例（以下「行政手続条例」という。）に違反する。

判例には、行政による対象公文書の絞り込みの依頼に対し、開示請求者が応じなかったことを、権利濫用を肯定する一要素と評価しているものがある。しかし、行政の言うことを聞かなければ不利益な取扱

いをしてよい、という理論はおかしい。

(イ) 審査基準の未設定について

実施機関は、開示請求の権利濫用に関する審査基準をあらかじめ設定せず、本件開示請求につき、権利濫用を理由に本件不開示決定をした。このような審査基準の未設定は、行政手続条例に違反する。

(ウ) 複数の行政庁が関与する処分の遅延について

本件開示請求は、複数の行政庁（実施機関）に対して行われたものであり、行政手続条例第 11 条の「関連する申請」に該当する。本件不開示決定通知書において、本件対象公文書の全体の量が漏れなく記載されていることからして、実質として本件開示請求の審査又は判断を殊更に遅延させるようなことがなされたと解さざるを得ず、行政手続条例に違反する。

イ 個人情報保護条例違反について

「市として統一した取扱いが必要である」という実施機関による地方自治法第 138 条の 3 第 2 項の解釈及び運用は適当でなく、裁量の逸脱又は濫用となるものである。

春日井市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）は、比較的自己完結的に定められており、誰がどのような情報を開示請求したのかという情報は、開示請求の対象となった実施機関以外の実施機関にとっては、事務処理上は全く必要がない情報である。本件不開示決定に際し、実施機関の間において、不服申立人が開示請求者であることが分かる状態で本件開示請求の情報を共有したことは、春日井市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）に違反する。

ウ 情報公開事務取扱要領違反について

春日井市情報公開事務取扱要領（以下「要領」という。）の第 3 「事務分掌」においては、開示決定等の判断は開示等担当課の事務とされている。しかし、実際には総務課が主要な判断を行っており、要領の規定に違反する。

エ 文書取扱規程違反について

春日井市文書取扱規程（以下「文書取扱規程」という。）第 12 条は、配付を受けた文書等の処理につき、課長等を主体としており、上司に指示を受けるのも、課長等であることを規定している。また、一応供覧についても、開示請求書については部長までしか行われぬ。よって、少なくとも、「市として統一的な取扱いをする」といって、部をまたいで本件開示請求に関する情報が共有されることは、文書取扱規程に違反する。

オ 手引違反について

(ア) 基準違反について

春日井市の情報公開事務の手引（以下単に「手引」という。）17 頁には、「著しく不適正な開示請求」を権利濫用とすると記載されている。また、同頁及び 18 頁には、開示請求者の意図的な害意実行でなければ、不適正な開示請求には当たらないとする判例が記載されている。このような手引の内容は実施機関を羈束するものである。しかるに、本件開示請求は手引の当該内容には該当しないため、本件不開示決定は手引の基準に違反する。

(イ) フローチャート違反について

手引 166 頁以降には、公文書の開示に関する事務の流れがフローチャート（以下単に「フローチャート」という。）として記載されている。その中では、他の実施機関が開示等担当課に関係することは予定されていない。フローチャートに例外は予定されておらず、この内容は実施機関を羈束するものである。しかし、他の実施機関が開示等担当課への開示請求を考慮して「市としての統一的な取扱い」として本件不開示決定を行っており、フローチャートに違反する。

(4) あるべき実施機関の対応について

市には約 30 万人の住民がおり、老人や子供を考慮しても、10 万人程度の開示請求に対応できないことが本来は不正である。一人から 10 件の請求があっても、10 人から 1 件ずつの請求があっても、公文書の検索や開示不開示の判断の事務量は変わらないはずである。一人からの請求であっても、300 万件程度の公文書の請求の処理ができないことが本来は不正である。

本件対象公文書が初めから電子化されていた場合、開示作業に何十年も時間がかかるのか疑問である。実施機関は開示のための事務量が多いと主張しているが、その事務量の原因は電子行政を導入しない実施機関にある。実施機関の自業自得を不服申立人の不利益に転嫁することは許されない。

実施機関は、平成 27 年 8 月から導入された開示手数料制度を直ちに廃止すべきである。

第 4 実施機関の説明の要旨

- 1 実施機関は、不開示理由説明書及び平成 28 年 3 月 1 日に実施された口頭での説明において、本件開示請求全体が権利濫用に該当するとして本件不開示決定を行った主たる理由として、おおむね次のとおり主張した。

(1) 本件開示請求全体の総合判断について

本件開示請求は、平成 27 年 7 月 16 日から同月 31 日にかけて、大量多数の公文書につき、集中的に行われたものであり、一連一体の開示請求といえる。かつて開示されたことのある公文書であっても、当該一連一体の開示請求の一部を構成する場合は、当然に開示されるべきものではなく、当該一連一体の開示請求の適法性の判断により、開示されるべきか否かが決まる。当該判断の際には、地方自治法第 138 条の 3 第 2 項からも明らかのように、市として統一的な取扱いが必要となる。

本件対象公文書は極めて大量である。また、不服申立人は 10 年かかっても開示すべきであると考えており、有意な公文書量の絞り込みを行う意思がないことが明らかであるといえる。仮に、これだけの量の本件対象公文書の開示事務を行えば、市全体の事務遂行に甚大な支障が及び、市民サービスは、質、量ともに、長期間にわたり著しく低下するため、市民一般が被る不利益は甚大である。よって、本件開示請求の全部につき、情報公開条例第 4 条が規定する適正な請求とは到底評価できず、憲法第 12 条及び民法第 1 条第 3 項が規定する権利濫用に該当する。

(2) 行政手続条例について

ア 行政指導への不服従について

本件不開示決定は、不服申立人が本件対象公文書の限度でしか絞り込みに応じなかったことを理由とするものではなく、絞り込み後の本件対象公文書の量をもってしても、権利濫用に該当することを理由とするものである。よって、行政手続条例第 30 条及び第 31 条には違反しない。

イ 審査基準の未設定について

不開示情報に該当することを理由とした不開示決定とは異なり、権利濫用による不開示決定は、開示請求に対する処分としては、情報公開条例の想定を逸脱した異例のものである。よって、権利濫用に関する審査基準が定められていなくとも、行政手続条例第 5 条第 1 項には違反しない。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件不服申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

- 1 平成27年 8 月 28 日 本件不開示決定の通知のあった日
- 2 平成27年10月16日 不服申立てのあった日
- 3 平成28年 2 月 4 日 諮問のあった日、実施機関から不開示理由説明書を收受

- 4 平成28年3月1日 審議、不服申立人の口頭意見陳述、実施機関の説明
- 5 平成28年4月13日 審議
- 6 平成28年6月3日 不服申立人から意見書を含む各資料を収受
- 7 平成28年6月8日 不服申立人から意見書2を含む各資料を収受
- 8 平成28年6月16日 審議、不服申立人から要望書を収受
- 9 平成28年7月4日 不服申立人から意見書3を含む各資料を収受
- 10 平成28年7月5日 不服申立人から意見書4を含む各資料を収受
- 11 平成28年7月6日 不服申立人から意見書5を含む各資料を収受
- 12 平成28年7月11日 不服申立人から意見書6を含む各資料を収受
- 13 平成28年7月12日 不服申立人から意見書7及び8を含む各資料を収受
- 14 平成28年7月13日 不服申立人から意見書9を含む各資料を収受
- 15 平成28年7月13日 審議
- 16 平成28年8月15日 不服申立人から意見書2種類を含む各資料を収受
- 17 平成28年8月24日 審議

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書の特定性について

(1) 判断基準

実施機関による本件不開示決定の理由は、権利濫用とされているところ、権利濫用の判断は、以下の裁判例が示す内容のとおり公文書の特定性の要件と密接に関連するものであるから、権利濫用の判断の前提として、本件対象公文書の特定性について検討する。

この点、東京高等裁判所平成23年11月30日判決・訟務月報58巻12号4115頁によれば、情報公開条例は、公文書開示請求の対象公文書が大量となり得ることを予定しているといっても、自ずから量的な制限があるというべきであり、このような制限は、開示請求手続のいわば内在的な制約として情報公開条例上存在するものと解される。そして、情報公開条例第6条第1項第2号は、開示請求者の責務としてではないが、開示請求の手続として、開示請求書に公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項を記載することを求めている。

よって、上記判決、あるいは東京高等裁判所平成23年7月20日判決・判例地方自治354号9頁も同趣旨であるが、公文書の包括的な開示請求は、特段の事情のない限り、対象公文書の特定性を欠くものと解すべきである。そして、特段の事情のある場合とは、対象公文書の特定が求められている趣旨を没却しないような例外的な事情がある場合、例えば、開示請求者が

真に対象公文書全部の閲覧等を希望しており、かつ、請求対象公文書の全部の閲覧等を相当期間内に実行することのできる態勢を整えており、実施機関をいたずらに疲弊させるものでないような場合に限られるものというべきである。

(2) 本件における検討

本件主要対象公文書は、①庁内サーバー内の共有フォルダー内データが31課等、②から⑨までの各公文書が75課等を対象とするものであり、実施機関の組織の大部分を占めるものであるように、本件対象公文書は全体として、特定の時期や分野のものに限定されておらず、開示請求できる限りのもの全てとなっている（なお、①庁内サーバー内の共有フォルダー内データは、平成27年度のもの除外するのみで、限定としては大きな意味を持たない。②各課等のメールアドレスで送受信したメール及び添付ファイルは、平成27年6月15日から同年7月31日までと時期が限定されているが、それ以前のもは既に別の開示請求によって不服申立人に開示済みであることの結果であり、包括的な請求にあたるか否かの判断における限定としてはやはり大きな意味を持たない。）。このように、本件対象公文書は、対象となっている課等が広範にわたり、時期及び分野による限定もほぼされていないことから、本件開示請求は包括的な請求と評価できる。

そして、通常は、不服申立人において、上記第2.2の表中記載のとおり、極めて大量に存在する本件対象公文書の全部の開示を受ける必要性は想定し難く、実際に閲覧等を行うことも困難である。また、不服申立人は、実施機関による対象公文書の絞り込みの補正依頼に対しても、①庁内サーバー内の共有フォルダー内データの対象課等を縮減するのみで、時期や分野の絞り込みをしなかったのみならず、②から⑨までの各公文書やその他の公文書については、一切絞り込みに応じておらず、また、本件開示請求の全体を概観し、あるいは不服申立人の言動によっても、開示された公文書をもとに行政監査を行う等、不服申立人が本件対象公文書の全部を真に必要としているような事情は見受けられない。

また、①庁内サーバー内の共有フォルダー内データのみでも300万件を超えており、不服申立人が本件対象公文書の全部の閲覧等を実行するには、極めて長期間を要し、現実的には極めて困難であるといえる。

更に、このような事情のもとにおいて、上記第2.2の表中記載の想定作業時間は、誤差や工夫により短縮し得たとしてもその幅には限界があり、現実に実施機関が開示事務のために多大な労力を費やす必要があることは明らかである。不服申立人における開示の必要性が明らかではない中、実

実施機関がこのような労力を費やすことは、実施機関をいたずらに疲弊させるものと評価せざるを得ない。

以上のような事情を勘案すれば、本件は、対象公文書の特定が求められている趣旨を没却しないような例外的な事情がある場合、例えば、開示請求者が真に対象公文書全部の閲覧等を希望しており、かつ、請求対象公文書の全部の閲覧等を相当期間内に実行することのできる態勢を整えており、実施機関をいたずらに疲弊させるものでないような場合であるとはいえない。よって、本件開示請求は、対象公文書の特定性を欠くものといわざるを得ない。

2 権利濫用について

(1) 判断基準

開示請求権が、市民の知る権利の尊重と市の説明責務の観点からして重要な権利であることは、いうまでもない。また、開示請求をする事情によっては、大量の公文書を開示しなければ開示請求者の目的を達成できない場合もあり得る。よって、単に対象公文書が大量であるからといって、そのことをもって権利濫用と評価すべきではない。

しかし、上記第6. 1で述べたとおり、開示請求には自ずから量的な制限があるというべきであり、このような制限は、開示請求手続のいわば内在的な制約として情報公開条例上存在するものである。この理は、対象公文書の特定性のみならず、権利濫用の該当性においても妥当するものである。よって、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び市民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであれば、権利濫用に該当すると解すべきである。

(2) 本件における検討

ア 開示請求の態様について

本件開示請求は、平成27年7月16日から同月31日にかけて、連続して集中的に行われており、対象公文書の類似性も認められる。よって、本件開示請求は全庁的になされた一連一体のものと捉えることができる。従前に開示されたことのある公文書についても、当審査会において従前の開示の適否を判断できないため、無条件で開示すべきであるとはいえず（さらにいえば、従前に開示されたことがある公文書と同じタイプの公文書であったとしても、開示ごとにその適否を判断する必要があることはいうまでもない。）、本件開示請求の他の部分と同等に取り扱うこととする。そして、本件開示請求は、上記第6. 1記載のとおり、対象公文書の特定性を欠く包括的な請求である。しかし、不服申立人には、

このような包括的な請求を真に必要としているような事情は見受けられない。よって、対象公文書の特定性を欠く一連一体の本件開示請求は、その請求件数及び対象公文書の量の多さのみならず、包括性、一律性、全体性といった点で、情報公開条例が想定する通常の開示請求の態様とは大きくかけ離れたものといえる。

この点は、本件開示請求が行われた時期が、開示手数料が導入される平成 27 年 8 月 1 日の直前であり、開示手数料が不要なうちに必要な公文書の開示を請求したいと考えることが、開示請求者にとって通常であり、いわゆるかけこみ請求が一定程度は保護に値することを考慮しても、なお評価を異にするものではない。

イ 開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障について

本件対象公文書のうち、③庁内サーバー内のライブラリ掲載データや⑨要綱・要領のように不開示情報が典型的に少ない種類の公文書についても、実施機関は不開示情報の有無を確認する必要がある。そのため、実施機関は、上記第 2. 2 の表中記載の想定作業時間と多少の誤差はあれ、全体で数十年という想定作業時間に近似する時間の作業を要することとなる。上記東京高等裁判所平成 23 年 11 月 30 日判決も判示するように、情報公開条例は、大量の公文書の開示請求に対応するため、無制約な人員配置等の態勢整備をすることを実施機関に義務付けているとは解し得ないことに鑑みれば、数十年という想定作業時間は、実施機関の有する人的資源の多くを費やすこととなり、その反面として他の事務に割くことのできる人的資源が大幅に減少することとなる。よって、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障は、職員が勤務時間を一時的に増加させれば対応できる程度を超えて、他の業務の進行が相当程度遅れる可能性があるほどに、甚大なものとなるおそれがある。

この点、不服申立人は、本件対象公文書が初めから電子化されていた場合、開示作業に要する時間が短縮される旨の主張をしている。しかし、本件対象公文書が電子化されていたとしても、短縮し得るのは公文書の検索時間であり、不開示情報の有無の審査等の時間はそれほど変わらないと考えられる。そして、本件開示請求は、主として一定の公文書を包括的に請求するものであり、本件対象公文書が電子化されていた場合とそうではない場合とで、公文書の検索時間はそれほど変わらない。よって、不服申立人の当該主張は採用できない。

ウ 市民一般の被る不利益等について

上記のとおり実施機関の業務に甚大な支障が生じるおそれがあるため、

当該業務の受益者たる市民一般は、受益の機会が相当程度遅れる可能性がある。当該受益の機会は、本件開示請求が全庁的に多数行われているため、様々な市民の受益に広く影響を及ぼす可能性がある。このように、市民一般の被る不利益等はあまりにも大きなものであり、開示請求権の重要性に鑑みても、不服申立人という一人の開示請求者の利益を保護するための不利益としては、看過し得ないものである。

この点、不服申立人は、開示請求者が一人でも多数でも、実施機関が要する作業量は同じであり、開示すべき公文書の量に変わりはないはずであると主張する。しかし、市民一般の被る不利益等を勘案する際には、市民間の公平性の考慮が不可欠であり、開示請求者が一人であることは無視できない事情である。よって、不服申立人の当該主張は採用できない。

エ 小括

以上のような事情を勘案すれば、本件開示請求は、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであり、権利濫用に該当するといわざるを得ない。

3 手続上の問題について

(1) 行政手続条例違反について

ア 行政指導への不服従について

上記第6. 2における検討からすれば、本件不開示決定は、不服申立人が本件対象公文書の限度でしか絞り込みに応じなかったことを理由とするものではなく、絞り込み後の本件対象公文書の量をもってしても、権利濫用に該当することを理由とするものであるとする実施機関の主張には合理性が認められ、首肯することができる。よって、不服申立人が指摘するような行政手続条例第30条及び第31条違反は認められない。

イ 審査基準の未設定について

一般に権利濫用は、例外的な事象ではあるが、あらゆる権利に内在する制約である。その審査基準を、情報公開条例に一律に定めることができる性質のものではない。従って、審査基準の設定は行政手続条例が実施機関に課している義務の内容に含まれるとは解し得ない。なお、その審査基準を実施機関が任意に定めることがあっても、それ以外の場合に権利濫用が認められないものではなく、また、定められた審査基準に類する事象だけが権利濫用となるものでもない。

よって、不服申立人が指摘するような行政手続条例第5条第1項違反は認められない。

さらに、本件不開示決定は、これまで検討してきたとおり、「開示されるべきものまで『巻き添え』的に不開示」としたのも、「補正に応じないことを直接の理由として不開示」としたのもなく、その判断は合理的であるといえるから、これらの点においても実施機関に行政手続条例違反やその制度趣旨に反する事情は認められない。

ウ 複数の行政庁が関与する処分の遅延について

本件開示請求は、平成 27 年 7 月 16 日及び同月 29 日から同月 31 日までに行われているところ、本件対象公文書の確認及び本件開示請求の適法性に時間を要することを理由として、実施機関によって開示決定等の期限が 30 日間延長され、同年 8 月 28 日付けで本件不開示決定がなされている。このように、本件開示請求が行われてから本件不開示決定がなされるまでには、44 日間を要している。上記のとおり、本件対象公文書の量が極めて大量であり、種類も複数に及んでいることに鑑みれば、本件開示請求に関する審理及び判断には相当程度の期間を要すると思われることから、審理及び判断に 44 日間を要したことには合理性が認められる。また、44 日間という期間は、原則的な審理及び判断の期間である 15 日間（情報公開条例第 12 条第 1 項）に、通常の延長可能期間である 30 日間（同条第 2 項）を加えた 45 日間を超えるものではなく、審理及び判断に要した期間としては、それほど長期間であるとはいえない。よって、他の実施機関に対する開示請求を考慮しなかった場合に比べて、実施機関が審理及び判断を遅延させたとはいえない。

仮に、他の実施機関に対する開示請求を考慮しなかった場合に比べて、実施機関が審理及び判断を遅延させたといえるとしても、行政手続条例第 11 条第 1 項の「殊更に」とは、合理的理由が存在しないことを意味する。上記のとおり、一連一体の全庁的な本件開示請求は、他の実施機関に対する開示請求も考慮しなければ、その適法性が審理及び判断できない。よって、実施機関が審理及び判断を遅延させたとしても、その遅延には合理的理由が存在している。

このように、いずれにしても、行政手続条例第 11 条違反は認められない。

(2) 個人情報保護条例違反について

個人情報保護条例第 11 条第 1 項は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために実施機関が保有個人情報を自ら利用し、又は他の実施機関に個人情報を提供してはならないことを規定している。一方、同条第 2 項第 2 号及び第 3 号は、実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に

必要な限度で保有個人情報を内部で利用し、又は他の実施機関から提供を受ける場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるときは、保有個人情報の利用又は提供が許されることを規定している。

本件では、本件対象公文書の種類及び量に関する情報につき、実施機関がその内部の課等に関する情報を利用し、又は他の実施機関から情報の提供を受けることは、本件開示請求の適法性を判断するという情報公開条例の定める事務の遂行に必要な限度にとどまっているといえる。また、本件開示請求の適法性の判断のためには、当該情報を利用し、又は提供を受ける必要があるため、相当な理由があるといえる。よって、個人情報保護条例第 11 条違反は認められない。

また、本件不開示決定におけるこのような情報共有及び市としての統一した取扱いは、地方自治法第 138 条の 3 第 2 項に違反するものではなく、裁量の逸脱又は濫用も認められない。

なお、行政手続条例第 11 条第 2 項は、同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとすることを規定している。当該規定は、上記のような情報共有及び市としての統一した取扱いが許容される場合があることを前提としているところ、本件はまさに許容される場合に該当するものといえる。

(3) 情報公開事務取扱要領違反について

要領は、対象公文書に含まれている情報の不開示情報該当性の判断につき、当該情報に関する事務を取り扱っている開示等担当課が詳しいことに鑑み、開示等担当課に開示決定等の事務を担当させているものと考えられる。一方、本件のような全庁的な開示請求の適法性の判断は、開示等担当課のみでは行うことができず、総務課によって各開示等担当課への連絡調整及び助言又は指導が行われることにも合理性が認められる。このような場合における総務課の当該事務は、開示等担当課に開示決定等の事務を取り扱わせた要領の趣旨を阻害するものではないため、不服申立人が指摘するような要領違反は認められない。

(4) 文書取扱規程違反について

文書取扱規程第 12 条は、課長等の事務処理への関わり方に関する指針を定めたものと考えられるところ、他の部からの連絡調整及び助言又は指導を受けることを一切否定する趣旨とは解されない。よって、本件開示請

求の適法性を判断するために、部をまたいで本件開示請求に関する情報が共有されても、文書取扱規程第 12 条違反は認められない。

(5) 手引違反について

ア 基準違反について

手引に記載されている判例は、権利濫用に関する判例の一部を取り上げたものであり、当該判例の判断基準以外を一切採用しないとする趣旨とは解されない。当該判例が、開示請求者の意図的な害意が認められる場合にのみ、権利濫用を肯定する趣旨であるかは議論の余地があるが、いずれにしても、不服申立人が指摘するような手引の基準違反は認められない。

イ フローチャート違反について

フローチャートは、公文書の開示に関する事務の流れの主要な部分を記載したものであり、記載されていない実施機関の対応を一切否定する趣旨とは解されない。上記第 6. 2(2)アで述べたとおり、本件開示請求は全庁的になされた一連一体のものとして捉えることができるため、実施機関全体で本件対象文書の総量を考慮することは許される。よって、不服申立人が指摘するようなフローチャート違反は認められない。

4 開示手数料について

なお、不服申立人は、平成 27 年 8 月に導入された開示手数料制度の即時廃止を求めている。本諮問は、本件不開示決定の適否を判断するものであり、開示手数料制度の是非を審議するものではない。しかし、当審査会は、諮問第 43 号において、開示請求の著しい増加に伴い、受益者負担の公平性を実現するために、開示実施手数料の導入を適切であると答申している。現在導入されている開示手数料制度は、開示請求手数料ではなく開示実施手数料を徴収するものであり、その金額も相当な程度にとどまるものといえる。よって、当該開示手数料制度は適切なものであることを付言する。

第 7 答申に関与した委員

近藤真、高松淳也、富田隆司、尾関栄作、森幸子

諮問第 54 号から諮問第 57 号まで

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して平成 28 年 4 月 8 日付け、平成 28 年 5 月 27 日付け及び平成 28 年 6 月 3 日付けで行った公文書一部開示決定及び公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）については、結論において妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成 27 年度春日井市教職員研修委員会（以下「研修委員会」という。）の管理職研修（校長研修）部会（以下「校長研修部会」という。）の中に設置された法制委員会及び学校経営委員会に関する文書は存在するため、開示を求めるものである。また、開示された「部落解放研修会」関係文書以外にも、研修委員会の校長研修部会の研修・研究文書は存在するため、当該他の文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書並びに審査請求人の口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

ア 実施機関が再び校長会「研究集録」を開示したこと

平成 28 年 1 月 13 日付け諮問第 47 号答申では、春日井市小中学校長会（以下「校長会」という。）の組織である小中部会は、研修委員会の中に設置されていないと判断された。その後の同年 2 月 17 日に、実施機関は当該答申と同内容の異議申立て棄却決定をした。その後の同月 26 日に、審査請求人は実施機関に対して、平成 27 年度の研修委員会の「校長研修部会の研究報告書」の開示請求をした。すると、実施機関からは、校長会の「研究集録」が開示された。

そこで、審査請求人は実施機関に対し、開示された「研究集録」に記載された法制委員会及び学校経営委員会等の詳細について、更に開示請求を行った。しかし、実施機関からは、法制委員会及び学校経営委員会は、研修委員会の校長研修部会の中に設置されていないとして、不開示決定を受けた。このような主張は通用するわけがなく、市民をないがしろにする姿勢である。

イ 研修委員会の校長研修部会の「研究報告」を開示できないこと

実施機関は、研究集録の中には、校長会の活動と、研修委員会の校長研修部会の活動とが混在していると主張する。しかし、平成27年度春日井市教職員研修委員会活動計画書（以下「活動計画書」という。）は、研修委員会の校長研修部会の組織的活動計画である。そして、この活動計画書に沿って研究を推進するならば、平成27年度春日井市教職員研修委員会活動実績報告書（以下「活動実績報告書」という。）、そして「研究報告書」の内容は、研究の推進、深化とともにおのずと固まっていく。よって、混在などするわけがない。

もし混在しているならば、明確に分け、校長会の研究集録とは別の校長研修部会研究集録を作成すべきであるが、そのようなこともせずに放置したままである。我々は、研究集録に記載された校長会の活動は、そのほとんどが勤務時間中に、県費旅費の支給を前提に行われたものであると確信する。その部分が、研修委員会の校長研修部会と分かちがたく存在し、校長らからすれば、共に「公的職務」として認識されているはずである。

ウ 活動計画書は虚偽の羅列であること

学校経営委員会が校長会内部の組織であるとするれば、研修委員会の校長研修部会の活動計画書の事業内容「(2)各種研究大会による研修・計画」の記載は虚偽である。他にも、各種大会への参加は、実施機関が意見書で認めているように、研修委員会の予算を使った活動とは別のものであるとするれば、活動実績報告書に行ってもいないことを行ったがごとく記載したことになり、許し難い明確な虚偽報告である。

研修委員会の活動計画書に記載された「(1)調査研究活動」について、1年間の活動結果として開示されたのは、校長5名が参加した「部落解放研修会」関係文書のみである。その他の活動は、研究集録の作成も含めて、全て校長会が行ったものである。研修委員会の校長研修部会は、虚偽の活動計画書を提出したと断じざるを得ない。

エ 要項・派遣文書等一部開示処分について

研修委員会の校長研修部会から開示されたのは、「部落解放研修会」関係文書のみである。事実として、校長研修部会の活動はなかったといえる。

オ 実施機関は「組織的研究」であることが理解できていないこと

実施機関の意見書には、研修委員会における「部落解放研修会」以外の研修については、図書を購入することで自主研修の形で進めていると記載されている。研修委員会配下の各研究は、組織的研究である。図書を購入することで自主研修の形で進めているとは何事か。教育行政の担当者とし

ては失格である。

カ 公費流用は許されないことについて

平成 25 年度の研修委員会の校長研修部会は、26 万 5083 円を自主研修のために充てている。しかし、購入された図書は、小学校時報、中学校誌、小学校教育研究及び全国中学校便覧である。組織的研究であろうと個人的研究であろうと、研究テーマが先行的に存在するのであって、購入雑誌に合わせて研究テーマが存在するわけではない。当該図書購入費は、校長会の活動に使っている疑いがある。

キ 「研究集録」の作成費用について

研修委員会は、「研究集録作成資料代」「研究集録用紙代」として、毎年数万円を報告している。しかし、作成された「研究集録」は、表紙には「春日井市小中学校長会」と印刷され、巻頭言は全て校長会長名のものであり、編集は校長会学校経営委員会となっている。つまり、任意団体としての校長会の研究集録が、研修委員会の校長研修部会に配当された公費により作成されており、公費流用の問題にも発展する。

ク 校長会と研修委員会の関係について

これまで開示された活動報告書等の内容、及び研修委員会の配当金を使って任意団体である校長会の研究集録が作成されたことからすると、校長会と研修委員会の校長研修部会の実態は同一のものであると考える。法制委員会等各委員会及び小中部会をも組み込んだ平成 26 年度までの活動計画書及び活動実績報告書こそが事実を反映している。よって、開示された校長会「研究集録」は、その全体が校長研修部会の「研究報告」でもある。

なお、実施機関は、平成 27 年度の研修委員会は、実施機関とは別個の任意団体から実施機関の内部組織に変更されたと主張する。しかし、平成 27 年度に開催された研修委員会の第 1 回及び第 2 回共に、平成 28 年 4 月 1 日施行の春日井市教職員研修委員会設置要領（以下「新要領」という。）の提案等「新体制」の提案は全く行われておらず、平成 15 年 4 月 25 日施行の春日井市教職員研修委員会規約（以下「旧規約」という。）の改正を行っただけである。平成 27 年度は、旧規約に基づき、研修が推進されることとなり、千数百人の教職員が、1 年間、根拠のない研修を行っていたことになる。

ケ 活動計画書、活動実績報告書について

平成 27 年度の活動計画書及び活動実績報告書は、不要な文書であると実施機関は主張しているが、活動計画書及び活動実績報告書以外の文書も根拠を持たない文書であり、その場における審議等もなされるべきではなか

ったというのか。また、活動実績報告書の中の「東海北陸中学校長会研究協議会」等については、研修委員会の校長研修部会の活動として認めているようであるが、平成 27 年度研究集録 4 ページ「3 学校経営委員会」の項に「東海北陸・・・の参加申込」とある。学校経営委員会として、つまり校長会として参加申込を行ったことは明らかである。

コ 平成 27 年度研修委員会の調査研究活動に関する文書について

開示された活動計画書において、「学校運営上の諸課題についての研修」に関連する文書として部落解放研修会の文書が開示されたが、5名の校長が部落解放研修会に参加した事実だけで、活動計画書に記載の中心である調査研究活動を推進したなどとはいえない。活動計画書に記載の内容から考えても部落解放研修会に参加しただけなどということは、絶対に考えられない。文書は他に必ず存在する。

第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、意見書及び平成 28 年 7 月 13 日に実施された口頭での説明において、おおむね次のとおり主張した。

(1) 研修委員会の校長研修部会と校長会について

平成 26 年度まで研修委員会の校長研修部会は、旧規約に基づき、研修委員会の事業の円滑な遂行を図るために設置された専門部会である教職員研修部会のうち、校長で組織された専門委員会の一つであり、委員は、校長会等から推薦された委員で組織され、教育委員会とは独立して存在していた。平成 27 年度より委託契約事業から教育委員会直轄事業となり、研修委員会は実施機関が行う教職員研修事業の計画及び実施内容に関して意見を述べる役割を担うこととなった。

一方で、校長会は春日井市教育の伸展・向上と会員相互の研修等を目的とした任意の団体である。研修委員会と校長会とは、目的等において類似している点が多いが、両組織は、それぞれ異なる規約に基づいて組織されている。法制委員会及び学校経営委員会は校長会の組織であって、研修委員会には、法制委員会及び学校経営委員会は存在しない。

(2) 活動計画書、活動実績報告書について

平成 26 年度までの活動計画書及び活動実績報告書は研修委員会の校長研修部会の会長監修のもと、庶務の立場である校長が作成していた。平成 27 年度からは、教育委員会が作成すべきであったが、平成 26 年度と同様のやり方で研修委員会が作成してしまった。研修委員会への業務委託をしていないため、この文書自体が不要な文書であった。なお、平成 27 年度の

活動計画書は教育委員会が作成し直す予定はないが、活動実績報告書は教育委員会の学校教育課として作成する予定である。平成28年度以降については、研修構想（計画書）を早急に示す予定である。

(3) 研究集録について

研究集録は、校長会の活動報告書として、校長会の学校経営委員会が中心に作成している。以前は研修委員会の校長研修部会の実績報告も兼ねたような形式があったので内容が混在している。

(4) 法制委員会、学校経営委員会の関係文書について

法制委員会及び学校経営委員会は、校長会の組織の内部にあるため、研修委員会の校長研修部会とは別の組織である。研修委員会に両委員会に関する公文書は存在しない。

(5) 校長研修部会の調査研究活動に関する文書について

人権学習研修会に研修委員会の校長研修部会の活動として5名参加した。その他の調査研究活動については書籍を購入し、研修委員会の校長研修部会の活動として実施した。研修会の開催及び研究集録の作成については、校長会の学校経営委員会が校長会の活動として実施しており、研修委員会の活動ではない。

第4 調査審議の経過

- 1 平成28年4月8日 不開示決定の通知のあった日（諮問第54号）
- 2 平成28年5月9日 審査請求のあった日（諮問第54号）
- 3 平成28年5月24日 諮問のあった日（諮問第54号）
- 4 平成28年5月27日及び6月3日 不開示・一部開示決定の通知のあった日
（諮問第55号から第57号まで）
- 5 平成28年6月6日 審査請求のあった日（諮問第55号から第57号まで）
- 6 平成28年6月15日及び21日 諮問のあった日（諮問第55号から第57号まで）
- 7 平成28年6月29日 審査請求人から意見書を収受
- 8 平成28年7月13日 審議、審査請求人の口頭意見陳述、実施機関の説明の実施
- 9 平成28年7月27日 実施機関から意見書を収受
- 10 平成28年8月10日 審査請求人から意見書を収受
- 11 平成28年8月24日 審議
- 12 平成28年9月29日 審議

第5 審査会の判断

- 1 本件対象文書について

審査請求人は研修委員会の校長研修部会の中に法制委員会及び学校経営委員会が存在するとして、その関係文書の開示を求めている。また、開示された「部落解放研修会」関係書類以外にも、研修委員会の校長研修部会の研修・研究文書は存在するため、当該他の文書の開示を求めるものである。審査請求人は、単に法制委員会及び学校経営委員会の文書の開示を求めているのではなく、「研修委員会の校長研修部会の中に存在する法制委員会及び学校経営委員会の文書」の開示を求めている。このことから、法制委員会及び学校経営委員会の文書について、どの組織に属しているかを検討する。

2 各組織の位置付けについて

(1) 諮問第 47 号において検討した各組織の位置付けについて

実施機関、研修委員会及び校長会の関係性について、既に諮問第 47 号において、当審査会で検討している。当審査会では、実施機関、研修委員会及び校長会は、目的及び構成員において共通又は類似する部分が少なくなく、その業務も実施機関の公務として行われているが、研修委員会及び校長会は、それぞれ異なる規約に基づき組織されており、三つの組織はそれぞれ独立した別組織であるといえりと結論付けた。

(2) 諮問第 47 号の答申以降の事情について

実施機関の口頭意見陳述及び意見書によれば、諮問第 47 号の答申以降に、研修委員会について次の事実が認められる。平成 26 年度まで研修委員会は、任意団体として教育委員会及び校長会とは別組織として存在しており、教育委員会からの委託事業として研修事業の計画や運営等を行っていた。その後、平成 27 年度から教職員研修は、教育委員会の直轄事業となり、これまで研修委員会が行っていた研修事業の計画や運営等は教育委員会が主導的に行うことになった。そして、規約（要領）の完全な整備はなされていないものの（平成 27 年度は旧規約の改正にとどまっている。）、実体としては、研修委員会は教育委員会の内部組織となり、計画や研修事業について教育委員会に助言をしたり、事業内容や予算に対して意見を述べたりする、実施機関のサポート役としての位置付けとなった。他方、校長会は今までどおり任意団体として存在している。

なお、実施機関は、活動計画書、活動実績報告書について、「平成 27 年度からは、教育委員会が作成すべきであったが、平成 26 年度と同様のやり方で研修委員会が作成してしまった。研修委員会への業務委託をしていないため、この文書自体が不要な文書であった。」と説明している。この点、同両文書は教育委員会が主導して作成すべきであった点や、同両文書の作成が研修委員会の所掌事務の範囲に含まれるか不明確である点はそのとお

りであるとしても、平成 27 年度においても研修委員会は教育委員会の内部組織である以上、研修委員会が作成した文書は教育委員会の作成にかかる文書であるといえるから、現に存在する平成 27 年度の同両文書が不要な文書であるとはいえない。

(3) 研修委員会と校長会の関係について

研修委員会に関して、諮問第 47 号の答申時点と現在では、教育委員会の内部組織に変更となり組織の態様が異なっているが、このことは研修委員会と校長会が別組織であることに影響を及ぼさない。よって、研修委員会と校長会は別組織であるという諮問第 47 号の結論を変更すべき事情はない。

(4) 研修委員会の組織

実施機関の説明のとおり、研修委員会の組織内に、法制委員会及び学校経営委員会の存在は認められない。また、別組織である校長会の法制委員会や学校経営委員会が研修委員会の組織でもある、あるいはそれと同視できるとする事情も認められない。

3 本件対象文書の存否について

上記 1 のとおり、本件対象文書は「研修委員会の校長研修部会の中に存在する法制委員会及び学校経営委員会の文書」であるところ、上記 2 のとおり、そもそも研修委員会の中に法制委員会及び学校経営委員会が存在しないといわざるを得ず、同時に、法制委員会及び学校経営委員会の文書は、校長会に属するものというほかない。よって、開示を求められた「研修委員会の校長研修部会の中に存在する法制委員会及び学校経営委員会の文書」は存在しないこととなる。

また、研修委員会と校長会は別組織であることを前提とする以上、活動計画書及び活動実績報告書に記載された各事業は、その全てが研修委員会の校長研修部会によって行われたのではなく、校長会によって行われたものも含まれており、研修委員会の校長研修部会が行った研修・研究文書は、審査請求人に開示された「部落解放研修会」関係文書のみであるという実施機関の主張も、不合理とまではいえない。その他研修委員会の校長研修部会が行った研修・研究文書の存在を示す事情はない。よって、「部落解放研修会」関係文書以外にも、研修委員会の校長研修部会の研修・研究文書が存在するとは認められない。

4 結論

以上により、本件決定については、上記第 1 記載の審査会の結論のとおり判断した。

第6 付言

上記第5のとおり、平成27年度当時、研修委員会及び校長会は、それぞれ独立した別組織であったといえる。諮問第47号の答申においても、研修委員会及び校長会に実施機関を加えたメーリングリストの使用方法について、不必要に別組織に情報を発信することは、情報の管理として不適切であると付言をしたところである。しかし、本諮問において、審査請求人が指摘するように、活動計画書及び活動実績報告書に、研修委員会と校長会の事業が混在して記載されており、研究集録の位置付けも不明確である等、公文書の作成等の管理に不適切な点を確認された。実施機関は、これらの点を改善するにとどまらず、度重なる当審査会の付言を重く受け止め、公文書の適正な管理を徹底するように努めるべきである。

第7 答申に関与した委員

近藤真、高松淳也、富田隆司、尾関栄作、森幸子

平成 28 年度情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

平成 29 年 6 月発行

発行 春日井市総務部総務課
問い合わせ先 〒486-8686
春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市総務部総務課文書担当
電話番号 (0568) 85-6129
Eメール somu@city.kasugai.lg.jp